

# 令和6年第1回玉東町議会定例会会議録

令和6年3月6日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集
2. 令和6年3月6日午前10時00分開会
3. 令和6年3月6日午後4時53分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
議会事務局書記	松村 早苗		

- 
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(6名)

7番 林和廣議員

9番 吉住貞夫議員

3番 大城戸廣澄議員

6番 坂本和也議員

8番 清田高広議員

2番 功刀圭一議員

日程第4 議案第4号 玉東町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第6号 玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第7号 ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第8号 玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第9号 玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第10号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一

3番 大 城 戸 廣 澄

---

開会 午前10時00分

○議長（松尾純久君） ただ今から、令和6年第1回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、功刀圭一君及び3番、大城戸廣澄君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月6日から11日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月6日から11日までの6日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和6年第1回玉東町議会定例会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和6年第1回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多忙中にも関わらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝申し上げます。

はじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震において、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害を受け厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。また、現在もなお災害復旧や被災者支援にご尽力いただいている皆様に心から感謝申し上げます。

先の臨時会で、対口(たいこう)支援方式による被災地への職員派遣に係る経費について御議決いただき、熊本県による石川県輪島市への被災地支援に、本町からも職員を派遣しているところでございます。現在、3月末を念頭に県及び市町村職員の合同チームが編成されていますが、輪島市より5月末までの職員派遣の延長要請がなされました。

本町では、1月29日から2月6日までの派遣を皮切りに、2月28日から3月31日までの間に計4名の職員を派遣することとしています。

今回、輪島市からの延長要請を受けまして、本町としましても引き続き支援できるような体制を整えてまいります。

国の経済に目を向けますと、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きがみられる一方で、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然力強さを欠いており、これを放置すれば再びデフレに戻るリスクがあるとしています。

国においては、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定しました。また、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組み、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援を拡充するとともに、デジタル技術の活用によって、アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革する「デジタル行財政改革」を起動・推進し、人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効果的に提供するため、利用者起点に立ってデジタル技術の社会実装や制度・規制改革を推進するとしています。

続きまして、町政諸般の報告を申し上げます。

本町の主要施策として推進してきました木葉駅周辺整備事業ですが、いよいよ木葉駅構内へのエレベーターの設置が完了します。今月26日に記念式典を行う予定としており、今後はバリアフリーの推進、町民の皆様のご利便性向上はもとより、多様な旅行者への配慮が実現し、観光客等交流人口のさらなる増につながるものと期待しております。

次に、役場庁舎建設事業について申し上げます。

令和4年度から令和6年度にかけて行う本事業は、今月建物が完成し、4月以降新庁舎への機

器等の移設を行い、5月から新庁舎での業務開始というスケジュールで進めてまいりましたが、昨今の全国的な幹線ケーブルの不足により、今月中に完成しない可能性が出てきました。今年度中に完了しない部分については、一般会計補正予算（第9号）にて繰越明許費に計上いたしました。

しかしながら、5月1日に新庁舎1階民間テナント受け入れスペースにおいて落成式を行い、7日からは新庁舎での業務を開始するというスケジュールに沿うよう役場も現場も全力で取り組んでまいります。

次に、令和5年度町内買い物券事業について御報告いたします。物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援として町民1人当たり1万円の買い物券を配布した本事業は、配布対象者5,232名に対し配布数5,145冊で配布率は98.3%となりました。令和5年11月26日から令和6年1月31日の間で、約5,100万円が町内78の登録事業所で使用されました。

それでは、令和6年度の主な事業について申し上げます。

子ども・教育分野についてであります。

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」の設置が市町村の努力義務として法定化されました。

本町においては、現在、この二つの拠点が保健介護課内に設置されています。利用者目線に立った切れ目ない支援を行い、虐待防止及び子どもの社会的な自立（自律）を促すことを目的として、「子ども家庭センター」を設置します。そして、切れ目ない支援を充実させるため、5月1日の機構改革により、新設する保健こども課において子ども家庭センター事業を行います。

コロナ禍で令和2年度から中止していましたが小学6年生の現地での国際交流事業を再開します。令和3年度からは台湾の小中学校とタブレットを使用し、オンラインによる交流を実施してきました。しかし、百聞は一見に如かず、現地の空気を感じ、その国の食文化に触れ、児童同士が対面でコミュニケーションをとることが、お互いを理解し交流を深め、異文化・多文化への興味関心を持つことにつながると考えます。

そして、児童・生徒が学ぶ環境の整備についても計画的に実施してまいります。

中学校のプールサイド、更衣室外壁、濾過機等が老朽化しているため改修を行います。山北小学校においては、校舎外壁の改修、小中学校の校舎LED改修を実施いたします。

次に、産業振興についてであります。

本町の基幹産業である農業も担い手が不足している状況にあります。そこで、機械を導入して農業の効率化・省力化を推進し農業経営の安定化を図るため、機械導入費用に対し補助を行います。また、本町での農業生産基盤の整備開発に係る区画整理から30年以上経つ圃場が多く、老朽化に伴い水路・農道の破損が出てきております。そこで、国営・県営事業以外の小規模な土地基盤整備に要する経費に対し、補修・更新等を行うことを目的とし補助を行います。これらの補助は認定農業者を対象に行うものであります。

次に、移住・定住についてであります。

本町においては、オレンジタウンをはじめとする住宅分譲地を整備し、これまで整備してきた分譲地は完売しました。町営住宅等も現在空きがない状況であります。そこで、さらなる定住促進を図るため、新たな分譲地の整備を行います。

近年は、空き家のニーズも高まっており、本町の空き家バンクにもよく問い合わせがありますが、需要と供給のミスマッチが生じています。このミスマッチを解消するためにも、町内の空き家の実態調査を行います。

次に、防災事業についてであります。

現在、本町の指定避難所で空調が設置されているのは、福祉センター、ふれあいの丘保健センター、中央公民館の3施設です。避難所の環境整備を図るため、令和6年度は、玉東中学校体育館に空調設備を新設いたします。

また、二俣瓜生田官軍砲台跡地隣接駐車場を防災拠点として整備いたします。

次に、その他事業についてであります。

新庁舎建設事業の最終年度として、現庁舎の解体及び外構整備等を実施いたします。そして、新庁舎での業務開始に伴い、書かない「かんたん窓口」を目指し、町民の皆様の期待にしっかりこたえられる次世代型庁舎の整備を進めてまいります。

また、カントリーパーク整備事業においては、半高山公園展望所の整備を行います。回廊デッキ及び東屋設置を行います。

以上、令和6年度の主な事業をいくつか申し上げましたが、令和6年度一般会計予算は、43億1,658万円となりました。これを前年度当初予算と比較しますと、20.95%の減となります。

続きまして、令和5年度一般会計補正予算について申し上げます。

事業実績に基づく減額補正が主ではありますが、保育士等の処遇改善加算、算定方法の変更及び山北保育園の認定こども園への移行により子ども・子育て支援事業費が増額となりました。

また、令和6年度の主な事業として、子ども・教育分野で申し上げました小中学校の校舎LED改修事業ですが、国の補正予算に伴い令和5年度予算での内示を受けまして、今回補正予算に増額計上しております。予算年度は令和5年度となりますが、事業の実施は令和6年度に繰り越して行うものです。

さて、本定例会は、条例議案12件、予算議案14件、その他議案2件の計28件を提出させていただいております。

各議案につきましては、担当各課長から詳細を説明させていただきます。何とぞ慎重に御審議のうえ、各議案それぞれについて、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由並びにごあいさついたします。

**○議長（松尾純久君）** 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般質問を始めます。

私がテーマとする一般質問で、先ほど期せずして町長の提案理由の中にありましたものをちょっと繰り返しますね。

近年は空き家のニーズも高まっており、本町の空き家バンクにもよく問い合わせがありますが、需要と供給のミスマッチが生じています。このミスマッチを解消するためにも町内の空き家の実態調査を行いますと町長が述べられましたので、これも含めて御答弁いただければ幸いです。

それでは本題に移ります。

移住・定住の促進について。出産・子育て等の福祉教育の面での厚い支援策は欠くことのできない主課題であるが、別の面から執行部の考え、意見を求めたい。

1、空き家利活用について。

空き家の賃貸と売買状況はどうか。空き家バンクへの登録状況かどうか。支援策の利活用交付金やリフォーム補助金制度の拡大策はどうか。申請の簡素化も含めて説明をお願いします。

バンクへの登録、利活用への現状課題と今後の促進策はどうか。

2、環境整備について。

最近、移住者の声として「山北地区の外灯や案内板（目印）が少ないので周辺が暗く会社帰りに迷ったり、買い物にも夜は出たくない」との意見を聴いたが、町としての取り組みはどうか。

よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問には、まず担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、7番、林議員の一つ目の御質問にお答えいたします。

本町では、令和4年3月、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、玉東町空き家等対策計画を策定、第6次玉東町総合計画や、第2期玉東町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の上位計画との整合性を図りながら、空き家の利活用や適正管理に努めているところであります。

はじめに、空き家バンクの状況等についてですが、制度を創設した平成29年度以降における空き家の成約状況は、契約形態が売買の場合が計2件、契約形態が賃貸の場合が計8件となっており、売買よりも賃貸の場合の成約率が高いようです。また、制度創設以降の空き家バンクの空き家の登録状況についてですが、これまでに18件の登録があっており、契約形態の内訳としては、売買のみが7件、賃貸のみが9件、売買、賃貸両方可とするが2件となっております。

次に支援策の拡充についてですが、既存支援制度として、空き家内の不用物の撤去等に関する補助制度と、空き家のリフォームに関する補助制度がありますが、これまでの議会の中でも答弁

しているとおり、近隣自治体の状況や先行事例等を参考とし、既存支援制度の拡充や新しい補助金制度の創設を検討したいと考えております。

また、申請の簡素化についてですが、行政としては、公金を支出する以上、補助要件等を明確にし、それらに関する書類を正確に審査する必要があるものと認識しています。そのため、現状の申請手続きは最低限必要であるものと捉えております。

最後に空き家対策の課題と今後の推進策についてですが、当座の課題としては三つあります。

一つ目、空き家を買いたい、借りたいという需要に対して情報提供できる空き家バンクの登録物件数が少ないこと。二つ目、平成28年度に行った空き家調査以来、空き家の実態が把握されていないこと。三つ目、空き家所有者の責務として、周辺的生活環境悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるという意識が醸成されていないことです。

これらの課題を解決するため、次年度に取り組む四つの推進策として、一つ目、空き家に関する問題は多岐にわたるため、役場内に横断的な実施体制を整備する。二つ目、町内の空き家の実態を把握するために調査を実施する。三つ目、空き家バンクへの登録や空き家の利活用を促すために、支援制度の拡充を検討する。四つ目、ホームページや広報誌等の広報媒体、あるいは固定資産税納入通知書に空き家の利活用に関するチラシを同封するなどの施策を通して、移住・定住の促進のために空き家登録物件数の確保を行って、空き家バンク制度の充実を図っていただきたいと考えております。

町としましては、空き家は町の資源と捉えております。繰り返しになりますが、活用可能な空き家の空き家バンクへの登録を促すことで、空き家問題の改善と移住・定住の推進の両立を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

7番、林議員の二つ目の御質問にお答えします。

まず、外灯の整備の取り組みにつきましては、現在、玉東町防犯灯設置補助金交付要綱に基づき、平成24年度から夜間における犯罪の発生と交通事故防止のため、行政区が設置します防犯灯の設置経費に対して補助を行っています。

内容は、新設や従来型の防犯灯の老朽化、または不具合により、光源にLEDを使用したものに交換する場合、経費の3分の2の補助で、上限は3万円となっております。専用の柱を設置する場合の上限は4万円となっております。

近年の実績についてですが、令和3年度、新設1件、更新11件、補助金額は18万9,000円となっております。令和4年度、新設2件、更新6件、補助金額11万1,000円、令和5年度、新設3件、更新9件、柱を含む更新1件、補助金額で21万7,000円となっております。この3年間で、新設が6件で、うち山北地区は2件の新規設置が行われ、徐々にではございますが増加しています。町として外灯に対する整備計画はありませんが、これまでどおり地区からの要望に対して支援をしてまいりたいと考えております。

地名等の入った案内板については、国道は県道及び広域農道沿いに設置されてありますが、広域農道沿いには地区名の入った案内板が地区への入り口ごとにあるのを見かけます。これは広域農道整備工事の際に熊本県が設置されたものです。町としましては、これまでこのような案内板は設置したことはなく、今後も整備計画の予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それではですね、空き家バンクの登録について、そういう話を耳にしたから登録をしてみようかと思った方のことですが、たくさん書類提出で面倒くさいという結論に至ったそうなんです、高齢者の方だったからそう思われたのかもしれませんが、持ち主がバンクに登録してもいいからという意思に沿って、役場担当が事務代行することは不可能なんじゃないか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

うちの担当者がですね、同席する中で、その内容を確認しながらですね、記入の代行というか補助というか支援といいますか、そういったことは可能であるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） その方とほかの方の話を聞いたんですけども、補助金をね、交付金や補助金をいただくには、業者の見積もりとかいろんな形でバンク登録というのが非常に面倒くさいということがありましたので、そのへんも調べていただきたいのと、登録したあとですね、空き家の総点検や管理、賃貸及び売買の際の仲立ちというか、交渉はだれがするのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） まずもって空き家バンクに登録している物件を利用したいという人がいらっちゃって、その方が空き家物件をちょっと気に入られたらですね、あとはその利用したい人と所有者さんをマッチングしますので、それ以降の交渉については、お互い双方で話し合いながらマッチングに向けて進めるというような流れとなります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 空き家バンクに登録した物件に対して問い合わせがあるという説明を受けましたけれども、そのときですね、その物件はこういう特長があります。こういう中に入ってますね、例えばこういう方には非常に便利かなあと、そういう説明が職員はできるんでしょうか。

例えば鍵を預かってですね、じゃあそこをちょっと見せていただけませんかていって、役場職員が御案内して見せるとか、そういうフレキシブルな対応が可能なんじゃないか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

できることとできないこととあります。個人のプライバシー問題、最近やかましくなりました。そのことを考えるとですね、やっぱり双方のマッチング、これで了解を取りながらやっていくの



がベターだと思っております。その前に役場の職員が入って、その空き家を見せるとか、いろんなことを条件とか言うことはね、差し支えたほうがいいんじゃないかなど。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それではですね、役場職員の手を煩わせませんむように、バンクに登録しなくとも個人間での取り引きが成立した場合にも、補助金の対象は当てはめるべきだと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 個人間で成立した場合ですよね、現行の制度においてもですね、中古物件を購入した場合については、定住補助金の対象となり得ますので、その部分は●●●と思います。先ほども言ったように今後についてはですね、近隣自治体とか先行自治体の事例を参考にしながらですね、制度の拡充というものを検討したいと思いますので、その中で今後検討していきたいというふうに思うところです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 個人の話もちょっと入れましたけれども、去年の10月にある空き家を私が買ったんです。これは個人間で買いましたので、役場に聞きに行ったら、「補助金が出っとだろう」と言いましたらね、バンクに登録してなければだめと言われたんですけども、今の課長の答弁ですから、もう一回窓口に行きますから検討してくださいね。検討できるんでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません補足します。先ほど私が申しあげました定住促進の補助金の中古の購入の場合ですけども、一応前提として、対象としてはですね、町外からの移住者が玉東町にある中古物件を購入した場合が対象となりますので、町内の方が購入された場合はですね、対象外となります。町外の方が町内に転入するというのが最低条件となります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほど空き家を放置したら危ないとか、隣近所に迷惑がかかるという趣旨からすると、空き家を活用するんだからね、ちょっと狭義すぎませんか、もう少し広めの意味を検討してください。これは私の個人の都合が絡んでいるからこれ以上言いませんけれどもね、町外からというよりも地元の人が、せっかく空いているんだったらね、先ほど人に迷惑かけんように管理すれば十分空き家をね、生かせるというスタートができると思いますので、それは考えてもらわないとおかしい。

あれもそうだったじゃないですか、ちょっと参考までに言いますけど、危険地帯からね、別の土地に新築移転すれば、補助金が300万が出ると。ああ、よそのところに行けば町外でもいいかというのが県の考え方ですよ。だから、いや、よその町に行かんで町内におってくださいというから、町の補助金を重ねてあげたらどうかというのも前に質問しましたけれどもね、ただコロナでまだ検討中だということで、結論は出ていませんけれども、やっぱり町でうまく活用することを考えてもらいたいと思います。

はい、次に移ります。

白木の箱井、あそこが非常に中学校のそばだから、地理的にも生活するにも環境のいい地域ですよね。あそこが今、17、8件家があります。時々身内の方が来られて掃除とかなんかなさってる空き家も含めて、4割の7件が空き家なんですよね。利活用交付金や補助金も少なかけん、わざわざバンクにせんでもいいし、どがんなとんきゃあなろだい、ばってんが固定資産税ば払わにゃんけんあというような間の心境におられます。

そういったところのね、まだうまく使えるのになあて、地元の隣近所の方が言われていますけれども、私が先ほど役場職員が立ち入ってというのはですね、ある方が最近古民家を買われたんですよ。仕事上ちょっとテレビが移らないということで見に行ったら、もう中に入った途端、ここは私も以前知ってたけど、住まわるっどかというようなイメージを持っていましたけれども、中に入った途端、梁は丈夫、柱は●●●欄間もすごい家だったんです。その古民家を買われた方が、私、言いました、「わあ、ここで飲食レストラン的なことをなさるんですか」て言ったら、「いやいやそうじゃありません」とは言われましたけれどもね、もったいないぐらいの造りですよ。そういう価値観をね、役場職員が中に入って、総点検しろていうと前田町長の意に沿わないことになるけれども、ある程度のね、ああ、ここはこれで売れるんだ、売りを探してもらいたいと思うんですよ。その方も言われました。家主さん、よければ空き家バンクに登録してから買えば、私もリフォーム補助金といろいろいただけるからって相談したらしいんですよ。そうするとその高齢者の方が、「いやあ、あれはそん面倒くさかったんだあ」という話。それともう一つ、「15万ぐらいしか出らんけん、ならおばあちゃんよかよか、もうせんでちゃよか」とこう言われたらしいんです。

ポツンと一軒家とかですね、今、テレビとかそういう番組が非常に多いんですけどね、あれは土地付き、山付き、家付き、全部で300万でとか、あとは町で見てくれましたという話をみんなしているんです。そういう意味からすると補助金が少ない。せっかくこの良い玉東町の地理的な条件が十分に生かされていないからですね。もっともっと先ほど課長が言われたように資源の一つと考えればですね、もう少しその相手の了解をいただいて立ち入ってもらいたいなあと思います。

ついでに言いますけれども、古民家保存や活用は、農地取得の3反以上の条件がもうなくなりましたので、農地付きや耕作放棄地付きの空き家として売りに出したらどうかなと思うんですけど、そのへんはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 先ほどの答弁の中で申したようにですね、次年度以降の取り組みとして、役場町内に横断的な組織をですね、つくろうと思っています。その中で当然産業振興課のですね、メンバーあたりもそのチームに参画しますので、その中で検討のほうをですね、したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 1番の件については最後にします。

今、国道や県道を必ずしも面してなくても、ネット利用で田舎にも人里はなれた場所でも飲食

業など十分営業が成り立っています。農家レストランとしての古民家は貴重な財産です。今一度総点検されて価値を見いだしてほしいと思います。お願いしときます。

それでは2番に移ります。

先ほど総務課長から補助金うんぬんの中で説明いただきましたけれども、私が住んでいる揚区の例を言えばですね、LEDになったから、前の蛍光灯とか裸電球は電気代がうんぬんということで、防犯灯のLED化について補助金をいただきました。その中で、あそこちょっと死角になるから付けたらどうかという新設が1件あったんですよね。先ほど6件とかいろいろ説明いただきましたけど、玉東町全体では少ない。補助金はですね、大体LEDに交換する場合と、今度は壊れたときに買い換えるときの補助金が95%以上ですよ。新設箇所をもっと増やしてもらえないかと思います。これは防犯灯と案内板と込みで言っているんですけど、農免道路、原倉を通っている農免道路ですね、途中から天水のほうに下りていく、天水のあの祭場があるところを下りていく道路がですね、もう部落の大字か小字かは分かりませんが、例えば北●●●とか、もうこまめに丁寧に案内板がずっと立っています。目印としては非常に助かります。

例えば、古閑さんがいらっしゃるところは立岩ですよ、西浦さんがいらっしゃるところのハルであったでしょう、ああ今もありますけど、あの地区は何て呼んでいたか分かります。

(西安寺のウエガタ。)

八郎丸で言っていたでしょう。

(ウエガタ。)

あの辺は八郎丸で私たちは言ってたね。山北お宮の前は次郎丸で、上白木の●●●太郎丸と言ってた。子どもながら小さいときですね、次郎丸、太郎丸、八郎丸という私たち歌いながら言っていたんです。それほど小字を知っているとですね、非常に友達も多くなるが、コミュニケーションもどんどん取れていくんです。だから上白木、原倉、揚、山口という大字は分かれますけどね、小字をもっと大事にしてもらいたい、そういう標識であると助かるんです。

じゃあ軌道修正します。元に戻ります。

田舎は暗いから若者は都会を目指して出ていくんだと言った政治家がいましたが、それも納得させられます。移住したらかつての知人や友達の訪問もあります。電話で道案内しようにも、それに夜にかけての訪問となれば心配は想像がつかます。ナビで来たらいんじゃないかと、そういう冷たいことはなかなか言えませんけれども、実際ですね、長年木葉地区に住んでおられたKさんも、原倉の知人を訪ねたとき、昼間でありながらみかん畑ばかりで迷って天水まで行ってしまったそうです。西南の役史跡が国指定になったとき、案内板も増やすとの計画もあったと思うが、そのあとの計画はいかがなんでしょうか。

○議長(松尾純久君) 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長(清田博之君) それでは、7番、林議員の御質問にお答えいたします。

ただ今、西南戦争遺跡群の史跡の整備事業を行っておりまして、来年度の当初予算にも計上しておりますけれども、取りあえず来年は半高山付近のサインについて建設の実施をするところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） お願いいたします。

これは町長にお尋ねしたいことです。田舎の良さを求めて移住・定住する人も増えていますが、やはり夜周辺が真っ暗、目印もないでは少々不親切にも感じます。12月議会だったか、ゆめ・ステーション・このはの運営に絡んだ質問で、前田町長はこう答弁されています。ゆめ・ステーション・このは駅の前ですね。駅前がせめて10時ごろまでは明るくとの期待もあったと町長は答えております。町長のその考えも、先ほどの政治家の田舎は暗いから若者とはという弁も相通じると思いますが、町長いかが●●●。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

田舎の良さは暗いところが良いところかもしれん、都会と違って。都会みたいに電気がチラチラしよったら田舎じゃないもん。田舎は静かなところがいい。そして光公害というのがある。なかなか難しい。田んぼ地帯だとかみかん・梨、そういうところの光量はからねばならない。地区からの要望で防犯灯なんかは付けておるわけですよ。そこも理解してもらわんといかん。駅前については指定管理者で5年間やってまいりましたが、私の思ったような政策には従ってくれなかったと。4月からはぷらっとぎよくとう、あとで出てきますけどね、お願いしますけど、ぷらっとぎよくとうが運営すると。4月からは9時半オーダーストップ、10時まであそこを開けていたい。やっぱり電車から降りて6時には暗いということではいけないと。あそこは明るい町づくりのための施策で作ったんですから、9時半オーダーストップ、10時までには明るさを保っておきたいと、そういう考えで進めていこうと今、考えております。あとで議会に提案もいたします。どうぞお認めいただければ10時までには電気はついておるという状況になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 田舎の良さはておっしゃったが、田舎の良さのあなたが言うのは1割程度のことですよ。9割は景色、昼間のね、明るいうちの景色とか、里山の感覚とか、竹・木・草、そういうものに親しめるところの良さが9割なんです。暗くて、夜暗くていいという田舎の良さというのは、あまり私はないと思うが。

最後に、質問ではありません。まとめます。

先ほどの政治家は、後に日本列島改造論を唱え、地方の開発を進めた田中角栄元総理大臣です。どこか前田町長に似ているような気が私はしたのですが、しかし、訂正します。町民の生の声にはもう少し耳を澄ませるべきかと私は思って終わります。

以上。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時49分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 9番、吉住です。前田町長の今後の町政の取り組みを聞きます。

前田町長の今任期が1年を切りました。この3年間、町民の生活や町内事業者の支援としての町内買い物券事業を4回実施、役場新庁舎建設と木葉駅構内エレベーター設置工事も3月中には完成の予定となっており、大きな事業も一段落します。残り1年弱の任期中、取り組みたいと考えていることがありますか、聞かせてください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

令和3年1月の全協におきまして、多くの皆様の御支援をいただき6期目舵取りを担わせていただきました。その責務を重く感じながら、町民の方々の生活を守り、夢を叶える、そして、この町に住んで良かったと思えるまちづくりのために、多種事業に取り組んできたところであります。私の任期も残すところ1年弱となりましたが、これまで数々の施策を議会で提案させていただき、その実現に向け町民の皆様や議員の皆様の御理解と御協力を得て、実行できておりますことに改めて感謝申し上げます。

6期目の任期中におきましては、おっしゃられたように新型コロナウイルスによる景気対策事業として、買い物券配布事業に取り組みました。また、アベニール木葉の建設や役場庁舎建設、木葉駅構内エレベーター設置事業に重点的に取り組んだところであり、皆様御存じのとおり、本年新庁舎と構内エレベーターがいよいよ完成いたします。これまでの任期中に玉東町の玄関口となる木葉駅を中心としたまちづくりを展開してまいりましたが、これにより玉東町らしさを残しながら、駅前の風景が一変し、利便性の向上が図られたことは申し上げるまでもないかと思います。

しかしながら、政府が異次元の少子化対策をうたっておりますように、少子高齢化の波は私たちの生活に想定外の速さで影響を及ぼしており、その対策が喫緊の課題としてございます。今後はこれまで整備しました駅や役場を中心とした半径700メートル以内の住宅施策を、人口減少に歯止めをかけるべく着手したいと思っております。なぜ700メートルかと言いますと、大体1キロ以内700メートル、歩いて10分、この区域をですね、まず整備をして、その整備が終わったらですね、そこから段々拡大していくんじゃないかと思っております。

現在木葉地区は若い世代の転入により人口が増加しております。これは様々な要因があるものの、これまで行ってまいりましたオレンジタウンや地域活性化住宅サクラハイツ、地域優良賃貸住宅アベニール木葉等の住宅施策が功を奏したものでございます。少子化への対策はどの市町村も検討課題となっておりますが、子育て世代の転入に注力すること、つまり住宅施策の展開が当面の対策として有効と考えております。

また、それだけではなく、5月に保健こども課が新しくスタートしておりますが、子どもを中

心とした若い世代の福祉、子どもたちの教育レベルの向上を図ってまいりたいと思います。子どもにやさしいまちづくりを展開することは、ひいてはすべての世代にやさしいまちをつくることにつながります。これまで私が重視してまいりました住民の皆さんとの対話を通したまちづくりを展開し、住んで良かったと思っていただける政策の展開をしていく所存であります。

まちづくり、政は住民の中にあるというのが私の一貫した信念であります。私が23年前に町長に当選してから以来、毎年必ずですね、地区懇談会をやってまいりました。その懇談の中でですね、いろんな意見を聞き、この今までのまちづくりに反映されてきたわけであります。コロナの期間3年間はしておりませんが、昨年はいました。今年もですね、また住民の方々のまちづくりについての考え、そして生活の向上を目指した施策について、意見を聞いていきたいと思っております。

駅を中心とした木葉地区は、昼間の人口が少ないベッドタウンです。つまり通勤通学で町外へ出る人が多いことを示しております。これにつきましては、駅を利用する人も多い一方で、依然として車を利用する人も多く、国道208号の渋滞につながっているところでもあります。つきましては早急な改善を図るべきと考えており、これからもその足掛かりとしてバイパス建設事業を展開させていきたいと思っております。

このほか、玉東町の収入の多くを担っているふるさと納税は、町の特産物であるみかんをはじめ、農産物あってこそそのものがあり、基幹産業である農業、また、その産業化は重点施策の一つでございます。先ほどから申し上げておりますように、人手不足の中、デジタルを活用した農業施策の展開を充実させてまいりたいと考えております。

最後に、少子高齢化とともに喫緊の課題としてあげられております気候変動を起因とした災害の甚大化に対する防災・減災対策も充実させてまいりたいと思います。新庁舎は災害に強いというコンセプトもとの建設を進めてまいりました。今後は運用面で充実させ、だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりを実装してまいりたいと思います。

いずれにしましても本年度当初予算をはじめとし、冒頭の提案理由で申し上げました3月補正予算で計上いたしております事業等につきまして、確実に実施していきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御協力を是非ともよろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今の町長の答弁、いろいろ取り組んできたこと、これから取り組むことと言われましたけれども、その中で具体的に、あと残された1年の中でやりたいことというのが、私にはちょっと今は分からなかったんですが、そういうのは何かありませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） すべてやりたいんですけど、なかなか難しいことがあります。まず、まちづくりについては、住宅政策、これをですね、先ほど申しました700メートル以内の場所ですね、住宅整備をやっていきたいと。将来的には、今、国道改良がなされております。県道改良ですね、山北口の踏切、ここまです、何とか早い段階でやってもらいたいなど。この土生野の交差点から山北口までの踏切まではですね、県道で狭いところでもあります。このことをです

ね、実現できますと、ここの道路拡張に伴って空き地が出ますので、将来的には高齢者集合住宅、アベニール木葉に続く高層の建物と、そういうことができるんじゃないかなあと、そういうめどをつけていきたいなと思っております。

それから、農業面については、今は人手不足で大変でございます。T SMC、時給2,000円とか3,000円とか言われております。そういう中で、農業はこれからどうなるだろうかと、1日1万円出しても人が集まらないんじゃないかなという思いがありますので、そのことをですね、どういうふうに解決していくか、そのことは頭が痛いところであります。

それから教育面、福祉面、これをですね、確実に進めていきたいと。我々のときとは違って今、教育面はかなり充実してまいりました。そのことをですね、維持していかなければならない。台湾と6年生との交流、それもですね、将来グローバル化時代になっていく中で、子どもたちが大きく世界に目を向けていけるような人材を育てていく、これも大事なかなあと考えております。いろんなことがありますけど、自分でできることは限られておりますけど、やっぱり後続く人間にそのことをですね、しっかり受け継いでいってもらわなければなりません。そういうことを含めて人材育成というのがですね、今後大きな課題であります。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） まだまだ玉東町においては、いろいろな取り組むこと、課題がたくさんあるようですけれども、まずね、町長が当選以来実施されてきた対話の政治ということで、その代表例が各地区に出向いての地区懇談会だと思いますけれども、今年度に限ってはその成果としては、地区内の道路の道路脇の整備、これが地区内ではどうにもならないからどうにかならないかという声を受けて、去年の秋あたりから相当町内道路脇の整備がなされておりますから、非常に毎日町内をまわる中で、きれいになったなあとというふうに感じております。

それから、任期中4回やってくれた町内買い物券事業、これも昨年度の地区懇の中で、生活が苦しいから何とかしてくれということに添った事業だと思っていますけれども、そういうふうによっぱり出向いていって対話をする中で、その地区民、それから町民の要望、地区の課題、そういうのが分かってくるわけですけれども、これをですね、県の事業に例えますと、今も前田町長の話の中に出ました木葉駅から踏切の整備、これも県道です。今の県知事、選挙のときはまわってこられます。しかし、選挙は候補者のほうからの一方通行の話だけで対話をする場ではありません。当選した4年間、現知事は4期されましたけれども、その16年間のあいだに一度も我が町に来て対話の場をつくってですね、玉東町にはどういう課題や要望があるのかという、そういうようなことも実施されておられません。これはもう我が町だけでなく県内の多くの市町村がそういう状況だと思います。

そういう状況の中での一つの悪い例としてですね、今、菊陽町にT SMCが工場を造って始めておりますけれども、これについての今、非常に道路が渋滞するという大問題が起きていますけれども、これはそのT SMCの全然話のなかったSONYの工場ができて以来、もうあの周辺は道路の渋滞が起きて、改善をそれぞれの地元ではあがっていたと思うんですけれども、結局それ

を見に行ったり、話を聞かなかつたりしないことで、なかなか遅々として進まない結果、今になって大慌てで地価の上昇中、整備を取り組んでいるという状況です。

そういうことでね、やっぱり本当に対話というのは非常に大切なことなんです。そういうことで、これから町がやること、それから地区民、そういう人たちの要望を前田町長は、新年度においてもまた地区懇をやると言われました。この地区懇の中で一つ課題になっているのが、若い人たちの参加がなかなか少ないと、そういうところが一つの問題でありまして、この問題につきましては、もっとですね、区長さんなりに若い人たちに是非参加して、自分たちの思いを言ってくれと、それから町のやっていることも理解してくれということで、その場への出席をお願いしてもらえたらと思いますけど、そのへんはどうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

今まで住んできた人の意見も大事です。しかし、これからですね、まちづくり、住んでいくこと、この人たちの意見も大事になります。それから子どもたち、中学生、小学生の意見も聞くことが大事だと思います。私もですね、若い世代、この方たちとですね、どうなのが子育てに必要かと、そういうことを聞いてみたいと思いますけど、なかなか勤めに行っていてですね、時間がとれないということですね、なかなか難しいところがある面がありますけど、今、子育て支援のグループ、この方々がですね、一生懸命でありますので、その方々のですね、意見を聞きながら進めていきたいと。それから、できるならばですね、ずっと前にですね、子ども議会というもの私のほうから提案しましたが、なかなか授業の中ではですね、そういう時間が取れないということで今までできなかったんですけど、中学生あたりのもですね、意見も聞いてみたいなあと思っています。できるだけ区長さんに働き掛けをしながら、若い世代に呼び掛けもやっていただきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長、それから職員さんたちが、自らそれぞれの地区に出向いてね、直接対話をやるということについては、本当に日本国内でもそんなにそういうことをやられる市町村は少ないと思うんですよ。非常に立派なことですから、その場にですね、本当に区長さんあたりからですね、若い人たちにも是非出席してもらえんかというようなお願いはどうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 吉住議員の質問にお答えします。

区長さん方もいろんな仕事がありますから大変ではありますけど、できるだけですね、呼び掛けをしていただきたいということは伝えていきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 玉東町としてはね、子育てから高齢者まで暮らしやすいまちということで取り組んできておりますけれども、その一つとして、今度は木葉駅構内へのエレベーター設置に取り組みました。これをね、もう一つ、もっとその利便性向上という意味で、南のオレンジ



タウン側から駅のほうへ渡るのに、やっぱり高齢者、障がい者の方たちがですね、どうしてもあの歩道橋を渡っていくには大変という声があります。そういうことでこの木葉駅を利用した、もしくは木葉駅の改札側のゆめ・ステーション・このあたりの利用、そういうのに結び付けるためには、今のオレンジタウン、それから改札口のところに行っている歩道橋、ここにもう一つエレベーターの設置を考えてはどうでしょうかね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

そこはもう考えているんですけど、まずは表からのエレベーター設置と、後ろまでいくとですね、金がかかりすぎるんですね。表だけで2億5,500万、バリアフリー化という補助事業に乗せまして、半分は国からの補助と、そして県の補助もありますので、町の持ち出しはそんなにないようにやっぱり職員も一生懸命ですね、勉強して補助をとってきてくれました。この事業を終わりましたからですね、オレンジタウン側からエレベーターを付けるようにですね、再度交渉をしてみたいと。ここもですね、今度は橋から架けなくちゃいけませんので、また2億数千万かかるかもしれません。今の庁舎、駅のエレベーター付けた中で、今から基金を貯めて、それができたらですね、南側からもですね、付けていきたい。将来的にはですね、必ずやっぱり南側からも付くと思います。それが何年かかるか、まだこれは言明できませんけど、交渉次第だと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 私も議会代表として町の監査委員をやっておりますけれども、そういう庁舎新築の工事、それからエレベーター、そういう事業をやっても、町の財政としては依然として健全財政で、そんなに基金も減らすことなくですね、やっております。そういうことにおいてもですね、まず前田町長が今任期中にもまず設計、そういうところから道筋をね、まずつけて、これに向かっていくんだという姿勢を出すということはできないですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

私が先ほどから言っています700メートル以内に住宅整備をやるという中で、山北地区も入っております。その中でですね、エレベーターを何としても造っていかなければ不便になりますから、できるだけですね、残り1年余りの中で努力はしてみたいと思っております。できるかできんかやってみらんと分からんわけですよ。何でもオレンジタウンもですね、まず無理だと言われました、造るときに、だれが買うかと、私は玉東の人に売ろうと思っていなくて、対象は熊本だと。そのとき光の森、これが住宅販売をしておりましたけど、約3倍ですね、ここが絶対条件はいいと、3分の1の単価で土地購入ができて、熊本駅まで、熊本市内まで行くのは光の森よりもこっちが速いと、そういう条件があるから心配いらないと、ものの見事に売れました。それからサクラハイツ、これは民間を活用した住宅、これもやっぱり議員も心配しましたが、やってみれば成功したわけですよ。それからもう議員も反対することなかったんですよ。さくらタウン、シルクタウン、木葉の横町、それから二俣、助吉地区のちょっと奥まったところ、あそこ

は私も心配したんですよね、ちょっと奥まっとなるから見えんからどうかなと思いましたが、見事に売れたんですよね。それで700メートル以内だったらですね、玉東は必ず売れると、それが自信ができたわけでありますので、エレベーター工事もですね、J Rと交渉して、是非ですね、完成していきたいと、将来の玉東町の姿をですね、10年、20年先、30年先、やっぱり10年、20年先の玉東の姿は見えます。100年先という見えませんけど、死んだら、10年、20年、30年先まではですね、想像ができますので、その目指すところに向かって努力してまいりたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今後のね、玉東町の発展を目指すうえでね、やっぱり町民の幸福度をアップをしないことには、また町外からも玉東町が良いと思って来てもらえませんので、町長の頭の中での啓発の中でね、土生野の国道の交差点から木葉駅、それから高月までの踏切、これは県道になりますから、本当にその県への期待というのはなかなか難しいと思います。だから、取りあえずやっぱりそれ以外で町でできることはね、しっかり目標を持って取り組んでほしいと思います。

それからね、最後ですけれども、今度4月からコロナワクチンの接種、それからコロナにかかった場合の治療、そういうのが保険での支払いということで、普通の病気と同じように接種を受けたりかかったりしたら、個人負担ということになるということに国が決めました。このことについてはどれだけそういう個人負担になったことで接種を受けなかったり、治療を受けなかったりとか、そういうことでまたコロナ禍がひどくなるとか、そういう状況にならんとも限りませんから、もう少し4月以降様子を見てですね、そういうようなちょっと受け控え、診察控えが起こるような事態になったら、また町についてもそのへんのお願いはせんといかんと思っておりますので、そこは頭に置いていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

続きまして、3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） おはようございます。用件があり遅くなり失礼いたしました。

2点伺いますけど、サテライトについては6回目だろうと思いますが、今日サテライトについての質問は、早く解決するためと思いの一般質問でございます。

それでは1点目、サテライト玉東設置に関する偽造同意書について。

令和3年8月24日付け告発の被疑事件で、令和2年度の山口区の総会や書面決議が行われてないにもかかわらず、「場外車券場販売施設設置に関する同意書」を完成させて偽造し、これを九州経済産業局に提出した。それについて令和5年10月25日、熊本地方検察庁において告発者に口頭と文書により偽造者氏名と罪名（有印私文書偽造、偽造有印私文書行使）、処分区分は不起訴と通知された。令和5年11月16日、これだけの関係資料がある中で、申立人は、不起訴は納得できないと再度捜査するように熊本検察審査会へ審査申立書を提出された。

町長は一連の経緯と結果をどのように受け止められますか。

2点目、サテライト玉東からの地域振興費について。

区長会の覚書によると、毎年12月末日に請求書を発行し、翌年の2月末日までに支払うものとするとなっているが、玉東町の覚書も同じであれば令和5年度分は入金されていますか。町の分及び各区の分を含めてお聞きします。

町長、よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

6回質問したとおっしゃいましたね、これは民民の関係で町は関係ありません。町が誘致した企業でもない、そういう中で、町としてコメントを出す考えはありません。

そして2番目のサテライトからの協力金、これについてはサテライトから申し出がありまして、まだ赤字が続いているという中で、何とか支払いのほうは憂慮していただきたいと申し出がありましたから、去年同様町はいいと、しかし、地区には何とか都合をつけてくれと言っておりますので、先日ですね、区長さん方と話し合いを持たれたと思います。その中で回答をしているということでもあります。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は町としてはコメントできないと言われました。今までいろんな答弁をしているじゃないですか。もう二転三転答弁はしておられます。未だかつて関係ないと言われる。同意書を出しておられるんじゃないですか。

あのですね、これは今、警察問題になっておりますけど、稲佐地区が1回投票をして設置に反対、2回目投票して賛成、それから動いてきて山口まできて、そして山口でそういう賛成が20%、反対が80%、反対で決定したんですよ。町長も総会に来ておられますよ。その中で、これは、それで山口が総会もしていないのに同意書が出ているということで、山口で役員会を開いてだれが出したかという、それは混乱すると。稲佐地区はですね、もう混乱して道路で会ってもあいさつもしないようになって、地区から稲佐区から抜けた人がいっぱいいる中で、今も抜けております。そういう混乱しないように私と当時の区長さんと2人で、山口の役員会にかけないで、どうしましょうかということで、これはいろいろ地区でその問題をだれが出したかすれば大変なことになるということで、混乱しないように警察にお願いして調べたほうがいいだろうということで、そういうことでこの刑事事件は警察にお願いしたわけですよ。

それで、町長の答弁は期待しておりませんでしたので、それではですね、いくつかちょっと聞きたいと思いますが、警察が捜査する中でですね、警察からですね、聞き取る関係者が多く、捜査が長くなりました。2年2か月かかったということで、もうはっきりとですね、今まで私もここで何回も言ったときにはですね、偽造文書疑いという形で一般質問しましたが、もうはっきりと偽造文書という、それはだれが出したかもはっきり分かりましたので、そういう形で聞きますが、今言いましたように関係者が多くということで、町長は関係者として捜査の対象者として警察から聞き取りを受けられましたか、お聞きします。内容はいいですので聞き取りがあったかな

かったかそれだけでいいです。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 私はその関係者ではありませんから、警察からは事情聴取を受けたことはありません。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それではですね、町長は、同意書をですね、令和2年の3月31日に出しておられますが、まずこの同意書はですね、私は経産省に、福岡経産局にですね、4回行っていろいろお聞きしている中で、何回も皆さん御存じですが、1キロ以内の住民の同意書を取るのが基本であります、最終的に地域住民が全部オッケーとでた場合に、町長が、首長が反対すればどうなるのですか、聞いたところですね、やはりこの国の許可ていうとはですね、最終的な自治体の長が判断で決定に認可が下りるといことです。そういうことで町長は山口区の住人であり山口の同意書が、山口区は臨時総会も行われていないのを一番知っておられるのに、町長の同意書は、令和2年3月31日に同意書が町長がされて、民民の関係で自分は関係ないと言われますが、町長が同意しているわけですよ、おかしいんじゃないですか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

設置者の山口ですか、稲佐です。サテライトを設置したのは、稲佐の人たちがですね、同意をして私が反対する理由はないんですよ。だから同意書を意見書として書いたわけです。稲佐の人が賛成、反対ならば私も反対します。稲佐の人が賛成だったから賛成したわけです。山口で総会をしたとか言われますけど、総会はですね、強引に持っていった総会です。一方的にですね、業者からの説明は拒んだわけですよ。途中で説明をする中で、もうがじゃがじゃ言うて説明をさせなかったんですね。説明を最後までして判断させるなら私も考えが変わったかもしれん。ところがさせなかった。あの総会は私は到底認められない。そういう中で、稲佐が同意したから私も同意したわけです

以上。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今さらそういうことを言われましてですね、もう最初から何べんも、1キロ以内の自治体の同意が必要ということはみんな知っている中で、稲佐が賛成したからできると、今さらですね、そういうことを言われてですね、そういうことも分からんで同意書を書かれたんですか。

あのですね、八嘉地区も坂本地区も木葉地区も1キロ以内の同意書が全部そろったですよ。それ山口区だけがそろわないからということで、1年間ぐらいはもうサテライトは終わりという状態で、だれも議会も町も住民も静かなときにだれかが偽造文書を出したので、そこに経産省がですね、もうはっきり経産省が虚偽文書をですね、受理して許可証を出したわけで、サテライトができたんですよ。町長の同意書と山口の偽造文書で最終的にはできたんですよ。それでですね、それが偽造文書で分かったので、経産省にですね、僕は何回も言いますが、私と区長さんと2

人で3月31日に、見せてくれて見せないのが偽造文書、見せられないなら公文書文書開示をということで、文書で開示してくれて文書開示を書類を出したんですよ。3月30日に経産省に行って。そして、そこに課長、部長に手渡しはしたんですよ、話をして、「はい」てしてから向こうは受理された。そして次の次の4月1日に経産省の部長、課長、課長補佐は退職ですよ。要するに詰め腹切りですよ、予測ですけど、考えられなかったですよ。もう多分課長さんは57歳だったですよ、次、部長だったんですよ。3人退職ですよ、大変なことが起きとつですよ。だから、この問題は大変なことだからということで、警察も2年2か月も捜査が、関係者が多かったということです、町長は今さらですね、稲佐がて、山口でですね、今度山口に来てからそういうことを言ってくださいよ、山口の総会は認められんと、総会は議会と一緒にですね、区の総会はですね、会則に則り区長が宣言して区長の宣言で終わって、そして議事録もあるんですよ。町長は賛成だから反対が8割だったということで、気分的にということですが、その臨時総会のサテライトからの話し合いの中では、説明の中ではですね、もう本当に家族が子どもを思う気持ちの質問がいっぱいある中で、そういう80%の人が反対されたんですよ。それを町長は今さらですね、総会は認められんとか、町長は総会を認められんということはちょっと考えられんことですよ。そういうこともですね、熊日新聞にもですね、以前載ったこともあります。

今日の答弁ですね、民民の関係だからと言われますけどですね、それじゃあですね、一応いっばい言うことはあつですけど、一般質問ですから質問しますけど、町長のこの同意書にですね、これ町長に同意書が令和2年3月31日ありますけど、これの同意書にですね、県営の場外車券売り場を設置することにつきましては、地域社会との調整が十分できていると判断し、本事業の実現は遠回しに大きな活性化になるものと期待し、同意するということが、民民の関係で関係ないということはおかしいということと、それと、地域社会の十分調整はできているというこの同意書は、ちょっと地域社会との同意はできていないじゃないですか。おかしいじゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、同意ができてないのは大城戸さんだけでしょう。稲佐もできて八嘉地区もできている、町も揚も、周りもできている、そういう中で私も同意書を書いたんですよ。不服があったらまた言えばよかです。警察も入ってやっとなことだから、私はそれについてどうこう言える立場ではない。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） どうこう言える立場じゃなくて、町長は最初からずっとあれですけど、何回もですけど、ギャンブル事業ですから、賛成、反対とかじゃなくて、だれかが、どこかが、地域が1か所でも、例えば100ある中でも10ある中でも、1キロ以内の地域が1か所でも反対すれば設置できないという法律的事項がある中ですから、今までずっとそれは言ってきたでしょうが、ですから山口区は総会ではっきりと山口は反対しますということがなっていますので、その後まだ何も山口では話し合いはしておりませんので、まだ山口は、山口区が、個人じゃなく山口区が反対の状態にまだなつとつですよ。だから山口区は地域振興費もまだ金は受け取れないわ

けですよ、反対しとつとな一ん金ももらわれますか。そういう状況でしょうが、だからですね、じゃあですね、町長はですね、民民の関係ともうちちょっと本当に考えられないことを今、言われますが、今までもいっぱいそがんとを言われました。

例えばですね、今までの町長の答弁で、平成30年の9月の議会ではですね、今言われましたので、民民の関係が優先されることから、玉東町と業者との関係はありません。当該地区の同意が得ることが重要である。平成30年12月の議会では、これも民民の、町としてはその後判断したい。令和元年9月にはですね、私の考えは来る者拒まず去る者は追わず、地区が同意すれば賛同するですね、そのあとにですね、そのあとにですね、もうすぐ10月には山口の臨時会で反対が決議が起きたですよ。その決議があって、もうその次の次の月の12月もですね、業者がやる限りは応援していきたいとか、そしてですね、次の今度は令和2年の6月、令和2年6月はですね、これはですね、隣におられる狩野議員がですね、サテライトの進捗状況はという一般質問をして、町長はですね、サテライトは町行政は関係していない。業者からの話ありません。令和2年の6月に。その前の3か月前に、3月31日に、町長は、業者と同意書を交わしておるんですよ、おかしいんじゃないですか。全然答弁が、これは、このときの答弁はおかしいんじゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おかしくはないですよ、3番、大城戸議員の、大城戸議員がおかしいというだけであって、ほっで、何回もね、このことを聞くけど、まちとね、どうしてもらいたいの、結論的には。6回もね、こういうことを聞いて、無駄な時間よ。町発展のためにね、何か町民のためにね、前向きな一般質問をやってもらいたい。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私はこの混乱をですね、収めるために言っているんですから、町長、あのですね、しっかりと合うように答弁をしてください。収めるようにして、それをはっきりしないとですね、ただ民民の関係で山口の総会は無効とか、そういうことは今まで会議でせんとですよ。それでですね、どうこの問題は収めにゃいかんかということで質問をしているんですから、それでですね、はっきりともう前後して答弁が全く、今さら稲佐が賛成したから問題ないとか、山口区だけが反対してるからおかしいとか、もう基本的なことが前に戻ってしまって、一番最初のころの何もサテライトに法律の問題とか地区の問題とか分からないときの、お互いの聞きながら、そんなところの答弁でしょうが。

今言ったように、町長は業者と会って同意書をこう立派に書かれているですよ。サテライトからですね、いろんな外灯とかテレビカメラとか付けてもらってですね、移住・定住者の減少する声もあるので、そういうために使うように500万業者から金が入るから、そういうことを言って町長はずっと答弁が二転三転するので、もう一番最初から町長が中心だということは、もう私も6回するとですね、民民の関係で自分は知らん知らん言いながらも、もうすべてに町長が中心だということは分かるんですよ、ずっと聴き取りとか調べてきてからですね。それで今言ったように、この全部の全く合わないでしょうが、おかしいじゃないですか。

○議長（松尾純久君） ちょっと大城戸議員、質問者も答弁者も一緒ですが、これは全く線路のレールが交わる場所がありません。そして何を求めたいのか、どこをどうしてほしいのか、もうそろそろ結論に入ってください。

○3番（大城戸廣澄君） あのですね、じゃあ今、業者と会ったことがないと言ってるのに、業者と町長は、もう町長の決定ですよこれが、町長の同意書で経産省は、これで許可が下りたんですから、会っているじゃないですか。だから私の質問に会うように答弁をされるならいいんですけど、会っていないと言われて会っているじゃないですか。聞きます。会ったんですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 業者とはですね、同意書のお願いに来たときに会っています。稲佐地区の同意を得ましたと、そして各地区の同意も得ましたということで、町でも同意書を書こうと。町にとってマイナス面はないから、雇用もしていただくし、見守り活動もしていただく、そういうことで町としてね、マイナスになる面はないから同意しましょうと、それが何で悪いと。ほつで全くね、あなたとは意見が食い違って合わない。やっぱりね、もう少しね、ちょっと考えてもらいたい。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） あのですね、さっき言いましたようにですね、いっぱいある中で一つでもですね、いくつも言ってもどうしようもないですから、さっき言いましたように狩野議員がですね、6月議会で、ここで一般質問で町長に聞いたときに、今言ったように、業者の話もあります、会っていないと言っている、議場で言っておられるのに、会っているんですか、おかしいじゃないですかということで、だからそれですよ、別におかしいでしょうが、ここで全く会って、要するにここですね、町行政は関係していない、業者からの話もありませんで、そのとき何で、なら3か月前に同意書を業者に提出されとるなら、そのときこれは言うのが普通でしょうが、何で言わなかったですか。それを言わないからずっと議会も知らない、町民も知らないところで、町長と偽造文書作成者と2人で1年ぐらいは静かにして、経産省が許可を出して経産省が詰め腹されたとか、結果的にみんな流れで分かっですよね、おかしいでしょうということですよ。だからですね、私はこれをですね、はっきりと解決どうにかせなんということで質問しているんですからですね、それでもう町長の答弁、全く私が聞きたいこと等ありません。

それですね、どうしてかということで時間的にですね、聞きたいことはいっぱいあるんですけども、まともな答弁が返ってきませんので、それではですね、今現状は検察審査会で今審査中ということで、検察審査会はどういったことかということをお聞きちょっと、町長も御存じだと思いますが、取りあえず言いますけど、検察審査会は、検察審査員11人全員で資料などを踏まえて、不起訴処分が正しかったかどうかを検討されることになっております。これをちょっと弁護士さんから聞いたことでは、この検察審査会では、大体3か月ぐらいで結論を出すということが普通だそうです。もう2月いっぱい3か月過ぎました。過ぎたということは普通じゃないということで、かなりこれについては検討されているということだろうと私は思います。

そういうことで、最初も言いましたように、町長と偽造文書作成者が謝罪して、住民の不安、

不審を早く解決して、地域が穏やかな元の状態になってほしいと私は思います。それについて町長は何か答弁がありましたら答弁をお願いしますが、なかったらこの1番については終わります。

町長どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、何で私が謝らなんですか。同遺書を書いたから謝れというわけですか。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長がそういうことを言われるとですね、解決もしなくて、まだ私の質問の長くなるかもしれないですけどね、何でかて、今まで言うたように、町長の同意書の内容がおかしいでしょうが、まだ山口は反対した状態で、地域社会での調整は十分できていると判断したて、でたらめじゃないですか、だから言っているんですよ、おかしいて、答弁ばしてくださいよ。でしょう。

それから、まだ稲佐も解決しておりません。山口も解決していません。早くどうにか解決せないかんといいことで、もうですね、早く解決しないといろんな区長のなり手不足、地域もいろいろな行事もですね、うまくいかんとですよ。だから、玉東全体でとればですね、なんですけど、知らない人もおられるんですけど、稲佐と山口の住人だったらですね、稲佐地区もですね、大変で、もう稲佐区からですね、かなり、家はあって区から脱退して、もう・・・

（大城戸議員、1番はもうやめるって言ったよね。そこはまた7回目をしてください。）

そうです。町長がですね、もう謝る必要ないと言われましたのでまたそういう話をしたんですけど、町長がそういう気持ちだったらうまく解決できませんよ。反省がないもん。

じゃあですね、ちょっと2番にいきます。

あのですね、これはちょっと総務課長も、先ほどちょっと私、聞き取りがちょっと、少し耳が遠くなって、これについてですね、地域振興費で聞き取れませんでしたけど、2月いっぱいに入ったのですか、そのへんもう一回ちょっとお願いします。

（1回も答弁はしてない、総務課長は。）

だから町長の、なら町長に聞きますかね。私、入ったか入らなかったかちょっと聞き取れなかった。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

玉東町へ入る分ですね。玉東町へ入る分は、地域振興費ですね、地区が地域振興費で町へ入る分は環境整備協力金といいます。先ほども町長が答弁されたとおり、町長のところにサテライトのほうから協議に来られて事情を説明された結果、町のほうではもう受け取らないということになっておりますので、町としては今年度分もいただかないということでございます。

ただ、区への分は前年度同額ではございますが、3月4日の日にサテライトのほうからいろいろ状況を説明されて、区長さんたちも御承認いただいたところで、前年と同じ額の交付金をいただくということになっておりますので、以上答弁といたします。



○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、総務課長言われましたように、振興費はいただかないと言われましたか、いただかないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 地域整備協力金、町分ですね、町分は町としてはいただかないということです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） いただかないですか、もらえないですか、こっちからいただかないと言ったんですか。聞きます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） サテライトのほうからいろいろと今までの状況、昨年度の売上とかいろいろな状況を話に来られまして、そういった状況を踏まえたうえで、当然赤字続きだったので、それをそういう状況でございますから、向こうからの支払いは難しいというふうに判断した結果、じゃあ町のほうではいただかないという結論になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それはですね、ここにもですね、この覚書はですね、区長会からということでちょっと私はちょっと資料をちょっといただいて、この議場で2回、町との覚書を見せてほしいと言った中で、町長は議場で見せられない、やれないということで2回言われて、町の覚書は見ておりません。見ておりませんが、この区長の覚書と町の覚書はほとんど同じですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 町の払い分ですが、区長会のほうとは少し違いまして、町分は1月から12月の1年間の場外車券場の売上額の0.5%に相当する額をですね、2月末日に支払うというふうになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この中に、多分大事なところはですね、同じだろうと思いますが、この区長会のもですね、地域振興費の増減については、経営状況による変更をすることができる。誠意を持って事前に協議をするてなっていますが、じゃあ去年の令和5年の分も0円ということは、何日の日にだれとだれで協議されました。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2月だったと思いますが、町長の所に来られて協議されております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） サテライトの代表者と総務課長と町長ですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 私は入っておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） なら町のほうからは何名ですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 私がですね、ちょうどおりませんでしたので、ちょっと私のほうでは分かりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 玉東町の大事な収入じゃないですか。もうサテライト●●●ですね、行政も町長も売上が10億あるから500万町に入るから、サテライトは玉東町にプラスとなるからということで、町長は何回もここで言われておりますのに、それをもうこの覚書は契約書じゃないですか。その契約書にですね、去年一昨年、令和5年度も0円、去年も0円でオクケーて、だれが町民はそればしよんなかたいて言いますか。町からだれとだれ、業者、そのへんも総務課長もそれは分からんとですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 私がちょうどそのときは不在でおりませんでしたので、ちょっとその状況についてはちょっと分かりかねております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） じゃあですね、じゃあそのときの協議の内容を、まだ、ただ経営がうまく、マイナスだったから払えないという、それだけしか総務課長は言われていないので、そのあたりをですね、この議場では一般質問でそのあたりが大事なことですので、払えないなら何で理由がまだ聞きたいんですよ。それはだれか答弁できるならですね、赤字だったから払えないということだったら、どのくらいの赤字だったか、あるいは、去年、令和4年度については、なかなか総務課長が言われないから何回も私は質問して、とうとう最後には62%の売上だったということをおっしゃったので、令和4年度も玉東町は0円しか、全くもろとらんけれども実際は320万、0.5%が町に入ってくる金を総務課長、払えんからもうしよんなかたいて、もろとらんでしようが。そういうとをずっと繰り返していくんですか。去年の売上は幾らあったか、そのへんはだれか答弁できますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

町へのときの協議については私おりませんでした、このあいだ区長さんへの説明会には出席しております。その中で説明をされたことについては御説明できますので、ちょっと御説明させ

ていただきたいと思います。

サテライトのほうからでは、今年は昨年よりも5,000万円は売上が上がったということです。ただし経営目標額の12億、月1億円ですが、12億には届かなかったということです。年間10億に届かないといけないという目標を最低でもですね、持っておられます。その中で売上が今年度も10億はいつておられません。その中で一応向こう側も10億いつてないので、結局赤字経営が続いているということです。その中で、サテライトのほうも人員の整理、それから手当の減額、その他諸々されておりますので、そういった経営状況の中で、無理をしてお支払いをいただくのはどうかと、それは区長会議の中でも一緒でございました。区長さんたちもそういった苦勞をされているということであれば、少しでもいただけるならということで、区長さん全員、2人欠席だったんですが、全員御承知、御承認、御承諾をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 前の年の分も私、質問を同じことしたんですけどですね、サテライトが経営がプラスだろうがマイナスだろうがですね、取りあえずですね、関係ないんですよ。取りあえず3年か5年ぐらいはですね、赤字されても契約どおりは払ってもらわなおかしいでしょうが。個人個人で金を借って返さんですか、払えませんで言って。

あのですね、例えば、業者と協議をされたときに、去年よりも5,000万多かったということは、大体7億ぐらいを売上あったということで、350万は町に入るとは当たり前のことじゃないですか。だからですね、その玉東サテライトで目標を10億よりも少なかったて、払えないということで、はいそうですかということで、玉東町のこの公務員として、町職員としてはそれはオクケーと言えますか。

あのですね、サテライトを調べたんですけど、役員が5人おられますよ、半年、1年前の調べですけど、役員が5人、5人の役員報酬はどがんされましたかとか、あのですね、私たち議員も地区も役場の人たちも、業者からは私たちは菊陽でして保育園経営もしている、老人ホームもしている、多角経営でギャンブルに乗り出しますという、そういう話を聞いて、町長は500万円ならということで町長が今までされてきました。それで7億だったら70%売上がなかったから、はいそうですか0円ですということで、会社の向こうの協議の中でいろんなことをそういうことは調べたんですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御質問にお答えします。

町とサテライトの中では、協定書という形で結んでおります。その中でですね、サテライトは熊本市の競輪事務所からですね、委託を受けられて経営をされております。協定書の中にその委託料に変更が生じた場合、当然売上が下がったという状況でございしますが、そういった場合には、環境整備協力金の金額を変更することができるというふうな協定を結んでおりますので、その中で今回は金額を変更したということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、総務課長言われましたように、熊本市の競輪場を窓口として、玉東サテライト、新市街サテライト、宇土サテライト、天草サテライトというありますが、業者は分かりませんが、各業者は違うと思いますが、そのあたりのサテライトからのこの分配金といえますか、何金ですかね、協力金は、払い込み等はどういうふうになっていますか。そのへん確認あたりはされていますかされていませんか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

ほかの競輪場ということですかね。ほかの競輪場は全然確認はしておりません。といたしますのもサテライト玉東は玉東の競輪場であって、ほかの競輪場とは全く別会社でございますので、我々がほかの会社のことを聞く筋合いはありませんので聞いておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） だからですね、誠意を持って協議をするという中でですね、何で玉東だけ1円も払えないかという中で、ほかのところはですね、天草のほうも売上が減っているかもしれないよ、ほかのところは払われているか払われていないか、そのへんも調べて、協議の中で協議せないかんでしょうが。ならそういう協議するとか議会の代表とか、住民の代表も入れてくださいよ。ただ町長と総務課長だけで協議するなら、この覚書もどうにも作り替えられますよ。ちょっとですね、予算を預かっている行政職員で甘いですよ。どがんですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 先ほども申し上げましたが、サテライト玉東とほかの競輪場とは全然経営が別ということでございますので、私たちはほかのところの競輪場が、その地区へのそういった協力金等があるかどうか、それまた払ったかどうかということは、私からは聞けません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私もこのですね、件についてはですね、宇土市役所あたりにも聞いて教えてくれますよ。だからですね、この協議する中で、0円で払えませんかということで、それに同意したというそれが甘いといいますか、努力が足りないということですよ。本当に考えられないことですよ。それで、この前のときも言ったんですけど、まずですね、町のほうが簡単に町長と町の代表がサテライトと売上が少なかったから払えませんか、はいそうですかという早く決めるので、決めたので、区長会のほうも去年一昨年分は4分の1に減ったんですよ。町のほうがですね、最低3年、5年ぐらいは銀行から金を借ってでも、それは払ってもわんと納得できないで、ずっとそれは取るべき金ですよ。それを簡単にそういうことだったので、区長会のほうも去年一昨年は4分の1になったんですよ。原因は町長と町の代表者の、サテライトとですね、協議をですね、通常では考えられない、普通だれでもですね、企業でも一緒、個人でも一緒で、いろんな覚書はですね、これは約束事じゃないですか。

あのですね、本当に時間も経ってお腹もすくかもしれませんがですね、もう答弁がおかしいですので、あのですね、町長はですね、この議場でですね、ちょっと何月議会かちょっと、ですね、町長が私の質問の一般質問で、町長が議場で、サテライトが続く限りは、売上の0.5%はもちろん取っていきはつきりと答弁されとつとですよ。サテライトが続く限りは、売上のプラスマイナスじゃなくて、売上の0.5%はずっと取っていき、ずっともろうて、もらっていき町長は答弁されてる、町長お願いします答弁。町長そうやって言ってるじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

サテライトはですね、ボーナスも払えない状況だったんです。それは町がいただく前にボーナスを払っていただきたい。それくらいの温情がなくてどうしますか。厳しい状況だから町はいいと、しかし、地区には幾らでも還元やってくれんかと町として言ったんです。入ってこない金が少しでも入ってくるということは、地区にとってはプラスになるんですよ。足しになるんです。そのことを理解してやってください。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） あのですね、地区には入ってくるから入ってくるから、地区も一緒ですよ、地区もですね、まだ1年目も4分の1、2年目も4分の1だったらですね、もう地区ではですね、それをあてにして区費を下げるというところもあったんですよ。それでですね、地区も入ってくるから入ってくるから、地区は4分の1ですよ、地区も当たり前にもらうとが普通じゃないですか。だから、サテライトが今、売上が少ないからというその複合経営をされておりますので、苦しいという、どれだけ苦しいかということも調査もしないで、払えないからという協議の中ではいそうですかじゃ、それじゃあ総務課長、だれか役場の代表者としてはっきりものを言える人が次は立ててくださいよ、協議の中に。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、大城戸議員に納得していただくためには、大城戸議員のほかにはいないでしょうね。しかし納得できるかどうか、あなたの考えでは到底無理だろうと思う。要は、あの固定資産税は払ってくれています。滞納はありません。町としてもですね、あそこの固定資産税も払ってくれてるんですから助かってるんですよ。従業員も削減はしていますが、何人かは玉東町から雇っていると。企業が大変なときは行政もですね、やっぱり向こうの言い分を聞いてやらないかと。それでもなお取れ取れと言うのはですね、ちょっといかなもんなかなあと私は思います。

（時間が押してまいりました。）

（分かっとなります。）

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それで町長はですね、自分中心な町長ですから、しかしですね、私から、ほかの人は●●●で、普通の考えで言っているんですけど、払えないからそうですかという、それで説明もどうして払えないか、本当に払えないかという説明もない中で、町長も総務課長も

赤字だったから払えないという、それで本当に分かる、企業はいろんな努力をされて、こういう努力をされてですね、老人ホームもあんまり良くない、保育園も良くない、複合経営ということですからその会社は、会社は一つの会社に今なっておりますけど、みんな知っとっでしょうが、だから会社自体は複合経営ですので、全体的に本当に払えないかということの説明ができるならば仕方ないですけど、ただ会社をいくつも分けて、そのサテライトだけ儲からなかったから払えません、はいそうですか、そういうことですから、総務課長ですね、今までも総務課長、私が言っていることがちょっと外れたようなことを町長言われますけどですね、町長の周辺はですね、町長に合わせてそういう感じになるけどですね、町長を離れたところですね、おかしいなという声はいっぱい私に入ってくっですよ。何でサテライトから町長は500万入ってくるとに、だから町長はサテライトは必要だけんでああ言っていたのに、1年目から1円も入らないということはおかしいじゃなかかてみんな言っている中に、町長の近い人たちはそういうことは入ってこんですよ。だから私が特別に道理がおかしかなあて思うかもしれんですけど、総務課長、今までもですね、地区に4分の1、この前4分の1地区に去年一昨年分は4分の1になりました。本当は全部もらわんで4分の1になって、その4分の1の配分について、山口区がサテライト反対状態でもらえないということでもらえなかった。そのときに総務課長がですね、山口区の区長さんにですね、総務課長が電話して、サテライトの助成金を受け取れば再任する、受け取らなければ再任しない、受け取れば再任するで、区長の職を総務課長が、そういうことを総務課長言っているでしょうが。だからですね、これはもう、しかし業者は4分の1しか払とらん。その4分の1を山口は受け取るか受け取らないか、受け取らないなら区長さんに囑託員はしないぞて言う、だから囑託員できんだっつですよ。知っとっでしょうが、覚えていますか、総務課長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 大城戸議員にしっかり覚えてもろとかんといかんことがですね、区長と行政協力員、囑託員囑託員て言いますけど、町が言うのは行政協力員、この違いがあるんです。それで山口は行政協力員としては外した。区長は山口区で決めることだから区長は区長、行政協力員というのは、町の行政に協力してくれる人を町が指名する。このことをしっかり覚えとってください。

○議長（松尾純久君） 最後にしてください。3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それはもうこの前のときにも言ってるから知っています。あのですね、それが今んとは本当に普通じゃない、これはですね、熊日新聞に載ったですね、区長問題については、もうだれが考えてもおかしいです。あのですね、ちょっと時間で最後に聞きますけど、今もまだ稲佐区と山口区が混乱していますが、町長のサテライト玉東の周知は、こういう金も玉東町に入っこない状況の中で、今でも私はマイナスだったと思いますが、今でもプラスで思うんですか。

あのですね、法人税とかそういうものはですね、サテライトが建たなくても空き地にですね、立派にできますので、・・・

○議長（松尾純久君） 時間です。町長、前田移津行君。

(はい、お願いします。)

○町長（前田移津行君） 最後の答弁をいたします。

全く大城戸議員とはかみ合わない。もうそれに尽きる。

○議長（松尾純久君） 時間ですので、3番、大城戸廣澄君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後は1時半より開会します。

---

休憩 午後0時29分

再開 午後1時29分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、6番、坂本です。よろしくお願いします。

まず冒頭にですね、北陸能登半島地震でですね、亡くなられた方、また被災された方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは一般質問に移ります。

1点目、リサイクルボックスの設置を。

現在町では、各地区で月1回日曜日にコンテナ回収を行っております。プラ・ペットボトル、アルミ缶、新聞紙等20種類に分けて収集し、量に合わせた配当金が各地区に支払われております。

しかし、若い世代の人など回収日である日曜日の朝出かけたり、仕事で持っていくことが難しい人がいます。また、アパートやアベニールなどに住んでおられる方は、1か月間保管しておく場所の確保も大変かと思えます。中には、他の市町にあるリサイクルボックスにアルミ缶やダンボールを出しに行ったということを何人もの人から聞きました。

そこで新たにできる役場庁舎近くにリサイクルボックス設置すれば、町民の方の利便性向上とリサイクル意識も上がると思われませんが、リサイクルボックス設置について町の考え方を伺います。

2点目、国道208号の渋滞対策について。

昨年6月議会で国道208号の渋滞対策として、萱原地区から通称鈴麦線につながる道路の新設計画の事業設計監理委託料の予算が計上されていたと思いますが、その後の進捗状況等について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

まず1番目については、前回前田議員の質問に答えております。新年度の予算に計上しており、もうするように計画を進めております。

2番目については建設課長のほうから答弁いたさせます。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

町長が申されましたとおり、令和5年、昨年9月議会の前田議員の一般質問への答弁と、また、7月から8月にかけて地区懇談会でそういう質問が出て、その件に関しても回答していただいていることを申し添えます。

では答弁に移らせていただきます。

資源物コンテナ収集は、ごみ減量化を目的に、現在のSDGsの先駆けとして、水俣市を参考に住民参加型の資源物回収を平成16年から開始し、今年で20年が経過しております。議員おっしゃるとおり、基本毎月1回日曜日の朝に資源物コンテナ収集品目20種類を各行政区で収集していただき、すべての売上金は収集量に応じ、年2回行政区ごとに配分しております。そのような中、SDGsの観点から、親子で資源物コンテナ収集へ参加し、ごみ問題を考える人もおられます。

ただ、今般仕事や用事等で収集日に資源物を持っていけない人、また、住環境において資源物のストックスペースがないなどの問題が散見していることも認識しております。そういう状況で、先ほど町長の答弁もありました。そういう現状の時代背景や住環境を考慮して、新庁舎付近に資源物コンテナ収集ボックスの設置と、周辺監視のための防犯カメラ設置を令和6年度一般会計当初予算に計上し、実施予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） それでは、二つ目の質問にお答えいたします。

この新設道路は、国道208号線の渋滞対策として重要な路線に位置づけているところでございます。昨年の1月には、熊本市都市建設局、土木部道路計画課と本道路に関して協議を行い、事業化に向けて必要な基礎資料、調査などの情報の共有化を図ったところでございます。

熊本市としては、この新設道路を事業化するためには、熊本市道路整備プログラムに乗せる必要があるとの説明をいただいたところで、当町としては、基礎資料として現況交通量、将来交通量推計を把握するため、令和5年7月19日付けでこの新設道路を仮称木葉田原坂線交通量推計業務委託として発注を行ったところでございます。業務期間としては、令和5年7月20日から令和5年12月15日まで、業務内容は、交通量調査による交通量の把握、朝夕ピーク時の渋滞調査、将来交通量推計、道路概略設計などです。交通量調査は、国道の交差点2か所、町道と県道の交差点1か所を実施し、この新設道路の影響による将来の国道208号線木葉駅周辺の交通量推計を把握し、概略設計では、道路規格とルートの比較検討を行ったところでございます。

今後はこの基礎資料を基に、国、県、警察、熊本市と事業化に向けた協議を進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まず、リサイクルボックスですね、今年できるということですが、大体完成はいつごろの時期になるのか、分かればお願いします。



○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

新庁舎は5月移転予定です。それからですね、現庁舎を解体、そして駐車場の整備をします。その後に収集ボックスを据える予定ですから、新年度中にはできると思いますけど、道路整備が終わるまでは、駐車場整備が終わるまではできないということです。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 本年度中ということではありますが、ちょっと今からずれますが、やはり高月や土生野あたりが今、非常に人口が増えております。そこらあたりの方がですね、まだ屋根がないというふうに、リサイクル収集場所に屋根がないというようですね。この屋根がない状況をこのままずっと続けていかれるのか、やはり町が主導してやっぱり屋根付きの場所を確保していくのか、そのへんはいかがですか。

それともう一つ、リサイクル量の量の推移ですかね、こういうのが分かれば少しお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

リサイクル量は町民課長に答えさせますけど、屋根付きの件については、各地区町で補助して付けてもらっていますから、町が付けるということではできないと。やっぱり地区で予算化して補助に乗せてもらうと、そういうことになります。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 坂本議員の御質問にお答えします。

過去5年間の収集量と金額のほうをちょっと資料として持っておりますので、そちらを発表させていただきます。

平成30年が収集量としましては145トン、金額にして98万円、令和元年が139トンで83万5,000円、令和2年度が134トン、金額にして70万5,000円、令和3年度が140トンで80万6,000円、令和4年度が125トンで約90万円でございます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今年度中ですね、設置というふうに言いましたが、場所があればですね、役場本庁舎が最終的な場所と考えて、その前にどこかにそういうリサイクルボックスを仮に置いとくというような考え方はございませんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

場所がですね、あればいいんですけど、収集場所もですね、なかなかないんで、今しばらく我慢をしていただかなければ仕方ないと。今までのごみ収集、地区での収集にですね、やっぱり協力をさせていただきたいと。そして、今度はこの庁舎が完成して駐車場整備ができたあとにはですね、ちゃんと屋根付きで整備していきたいと、そう思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 場所の確保ということが非常に難しいとは思いますが、やはり前田町長の

行動力があればですね、駅を中心とした700メートル構想、こういう中でですね、やはり宅地開発に向いとるところ、やっぱりそういったところもですね、町が今から買収していくようなこともあるだろうと思いますので、やっぱりできるだけ早くですね、やってもらいたいというふうに思います。

その資源物の量ですね、量の比較をしてもですね、やはりなかなか増えとらんということではですね、子どもさんたちなんか非常にプラとかあがんとは出よるはずですよ。これが量的に見てあまり伸びていないということは、他町にもですね、大分持っていかれとるのじゃないだろうかというふうに思いますので、是非ですね、他の市町ですね、リサイクルボックス、こういうのもやはり見てから、このくらいのスペースであればできるなということもですね、是非前向きに捉えられてですね、どこかに設置していただけないでしょうか。そういう考え方はあるのかなんかをちょっと町長、もう一遍お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、いろんな考え方があります。しかし、経費もかかりますので、できるだけですね、一つの所にまとめていきたい。今、造れば移転せなんから、今しばらく我慢してもらいたい。そして相当ですね、認識が薄れてきたなと私自身も思っております。ごみの分別収集はですね、以前からみればかなり少なくなりました。やっぱりそういう意識のですね、認識の植え付けというのですね、大事になってまいりますから、地域のですね、ごみ収集、この見直しをですね、もう一回やって、そして町で分別収集を受け入れるというふうに持っていきたいと思っております。再度認識を深めていきたいと思っております。地区懇談会の中では、今しばらく我慢してくれというようなことを申し伝えていこうと思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 先ほど吉住議員からの話の中でも、やはり地区懇談会等がございますので、そういったときにですね、やはり屋根が付いていないと非常にこういう問題が発生しておりますのでということですね、是非役場のほうからですね、話を、町民の話も聞く、そしてこっちからもですね、是非補助金等もですね、ございますので、屋根の設置あたりもですね、地区で考えてもらえんのでしょうかというようなこともですね、積極的な発言をしてもらったらですね、非常に良いというふうに思います。非常にですね、これは若者はごみがあると好きませんので、そういう●●●があるとですね、場所がないですので、是非ですね、前向きに捉えていただきたいと思っております。

そしてまた、先ほど防犯カメラですね、非常にこれを付けたら安心というふうに思います。熊本市内あたりでは、アルミ缶なんかを持ち去る人もですね、大分いらっしゃるので困っているという話ですので、ルールを守らない投棄とか、そういう持ち去りとか、そういうのもするためにもですね、防犯カメラの設置はですね、非常に良いと思っておりますので、この問題についてはですね、ずっと人間が住み続ける以上発生する問題でありますので、やはり長い目でですね、きちんとした投資をすればですね、良いというふうに思いますので、前向きの考えでよろしくをお願いします。

それと208の交通渋滞の問題なんですけど、やはり208はですね、非常に渋滞します。特に今後TSMC関係で、南関、菊水、玉名、あの辺にもですね、工場関係が非常にできております。ますますですね、208の交通渋滞はしていくと思っておりますが、大体ですね、この計画をしてから何年ぐらいでですね、実行に移るのか、そのへんのちょっと見通し、非常に難しいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるように非常に難しい計画であります。まず、この計画については、熊本市と共有しながら進めていかなければならないプロジェクトでございます。熊本市といえば中心市街地の道路整備、先ほど整備プログラムと言いましたけれども、10年間の整備計画を立てておられます。その中に、先ほど申し上げました協議に出かけた際、非常に当初は難しい見解でございました。そのためにこの委託を委託料で調査を行った次第でございます。

今後、まずは調査結果を基に熊本市や関係機関と、目的や用件を明確にして意見交換をしていかなければならないと思っております。具体的に何年計画でできるというのは、非常にこの席ではお答えにくいと思っておりますので、スムーズに協議が進むように熊本市と協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 何べんも吉住さんのときに吉住さんがですね、TSMCのところの話をなさいました。やはり道路をですね、最初に造らんともう前さん進まんですたいね。やはり今の合志の例を言いますと、交通渋滞がひどくなって、地価が上がって、そのあとに道路を造ってあげば買取価格が上がっていく。もう6、7年前に造つとるならですね、そんな上がつとらんでござるですよ。ところが今は何倍て上がると。もう単価がですね、何十倍てなつとつと思ひます。やはり道路はですね、もうそういう計画を持つとるならば、特に私は山の下踏切からこの●●の手前の橋ですね、あそこは大体農道だったんですよ、あとで利便性が良いということで橋を架けて、あそこもちょっと幅員が狭いです。大型車とすれ違うときは止まっとかにやんと、そういうような状況でありますので、よかつたらですね、あそこは町道だというふうに思ひますので、やはりあの辺りからですね、やっぱり広くしよくと、そうすればですね、段々と熊本市あたりもですね、あそこの重要性が分かつと思ひます。やはり町がまずは一歩足を踏み出してあそこを拡幅しながらやっていく、そして国道からですね、玉名方面から熊本方面に行くときにですね、コノCAFEから熊本方面に行くときにですね、コノCAFEのところから右に曲がろうとしますと後ろがつかえます。あそこをですね、やはり国に、国道ですので208にですね、もう少し猪の鼻団地寄りのところがですね、まだ余裕がありますので、あそこの石垣でも接いでもらえばですね、左のほうを車がスイスイ行けますので、そういう対策をですね、できる前に、このバイパス計画ができる前にはですね、そういう対策もですね、要請しながら、そして渋滞対策を行つてもらいたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるように国道208号線というのは、1日2万2,800台程度の交通量があります。非常に交通量としては多い道路でありますので、玉名方面に道路がつながりました。その関係で非常にあちらに交通手段として流れているのが現実でございます。したがって、いかに国道の車両を減らすかというところで、今おっしゃられたいろいろな対策を、国、県も含めてこれからいろんな要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、正念寺の前をずっと歩道設置がなされております。非常に広がってですね、子どもたちやいろんなあそこを歩く人たちは安全確保できると思います。やはりあの続きをですね、国あたりに要望しながら、そしてバイパスができたときには右折車がですね、止まっても後ろからの渋滞にならないようにですね、早め早めにですね、やはり要望を伝えてもらえたらいいと思います。

先ほどTSMCのですね、関連で、非常に企業が来るということで多くなると言いましたが、湾岸道路もですね、大分佐賀のほうから●●●きました。前は山鹿線のほうにでも乗っていきよった人がですね、今度はTSMCとかいろんな●●●を見ながらですね、こっちに来る人たちも多いと思いますので、やはりまだまだこちらの道はですね、交通量が増える要素はありますので、やはりそこあたりですね、是非ともですね、国あたりに折衝をしていただきたいというふうに思いますが、やはりそのためにはですね、トップセールスである町長がですね、そういう認識に立たれて、国道208の渋滞対策を国、そして市町村で、熊本市あたりともですね、連携していただければですね、非常に幸いと思いますが、町長、その意気込みをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

まずできることから進めていってるわけですよ。国とか県、これは予算面の配分があります。やっぱり熊本県の配分が幾らあるとか、国にしてみればですね。その中でどこにどう付けるというのが県でやっているわけですけど、なかなかですね、どこもここもやれていうとですね、難しいところがありますけど、十分ですね、もう前から国道整備というのは分かっておりましたから、その点はですね、県の要望事項として、玉名郡の要望事項としてもですね、あげておりますし、国会議員あたりもですね、話を進めておりますから、予算を付けることに頑張ってくれるんじゃないかなと思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 最後にですね、じゃあ萱原地区の中、田んぼの中を走つとるあの道ですね、あそこの拡幅についてですね、要するに必要なだというふうに思われるのか。ちょっと建設課長と町長にですね、あの道はですね、昔は農道ですので、あそこにですね、農繁期は車を止める

わけですよ。非常に農家の人たちが肩身が狭いです。そこらあたりもですよ、ちょっと加味しながらですよ、どういうふうに思われるか、あそこの幅員の拡張ですよ。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

当初はですね、オレンジタウンの延長を町道に今、格上げしていますけど、そこをやってですね、JRを越えていこうと思うたんですよ、JR、それとJRを越えて川を越えなんと、それとJRとエレベーターの交渉をやったときにですね、これは時間がかかるしですね、単価がものすごくJRに任せなんもんでかかると、そこはですね、これはちょっとなかなか無理だと、時間がかかりすぎると、ほって山下の踏切を渡ってですね、あの萱原の道路、あれを利用して田原坂線につなげていこうという構想に今、変えて、課長が言うたように調査をやったわけですね。その計画の中で、あの萱原から山の下の踏切までは道路の拡張もやらないかと、そういうふうに今、認識して進めておるわけでありまして。うまくいけばですね、10年もかからんでできるんじゃないかなと。黒石からですね、玉名に通すのにですね、これも短い距離だったんですがずいぶんとかかりました。短い距離ですけど、熊本市が同調してくれない限りできないということもありますから、熊本市とですね、話を進めていきたいと。川がですね、ちょうど熊本市と玉東の境界になるということで、熊本市は予算も付けきらんならですね、川の橋はですね、玉東からそれなりの負担も応援するからやれというていきたいなど。そのための節約と貯蓄もやっていかなければならないと、そういう予算編成もならないとそう思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） よかったら課長もですね、幅員ですね、広げるところの必要性についてはどう思われますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） お答えいたします。

まず道路の幅員に関しては、当然広いほうが利便性は良いというふうに認識はしております。ただ事業になるとまた別の話になりますけれども、今、町長が申し上げましたとおり、その路線の改良に伴って当然拡張の工事は必要となってきますので、それに併せた工事のタイミングになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ちょっとやっぱり私が思うとる気持ちと、やはりできるところから少しずつ早めにやっていくと、そして最終的に鈴麦線につないでいくようなやり方でいけばですね、大分利便性も向上しますので、やはりそこあたりもですね、柔軟にですね、考えて、町長もこの町ですね、発展性をというふうに言われますが、やはり木葉の駅から山北口の踏切まで広げるような構想もあると思いますが、相当家も建ち混んでいますし、費用面でもですね、大分かかるというふうに思いますので、それだったらですね、今の萱原のところの幅員をですね、広げて、やっぱりいろんな工事の車両もですね、非常に通りますので、やはりあそこを広げて安心して通

れる道路の確保ですかね、そういうのも必要になってくると思いますので、是非ですね、前向きにですね、やってもらいたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質問を終わります。

続きまして、8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 6番、清田です。よろしく申し上げます。

2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、今回木葉駅に完成するエレベーターをどのようにまちづくりにつなげていくのかということで質問します。

木葉駅のエレベーターが完成したあとのこのエレベーターを、今後のまちづくりをするためどのように利活用するのか伺う。

玉東町のまちづくりの一つに、福祉のまち玉東という文言を聞きますが、確かに他市町村に先立った福祉政策を進めていると思われる面もこれまで多々あると思っております。ただ、福祉のまちというにはほど遠いと思われるようなことを聞くことも正直な話あるのも事実かと思えます。福祉に完璧を求めて仕事をしていても、現時点ではできることと、難しいことがあるのは承知しているつもりです。

また、駅のエレベーター設置については、費用対効果の面での批判があっているのも仕方ないことかなというふうにも感じております。しかし、この木葉駅のエレベーターについては、高齢者の方や障がいの方で足腰の不自由な方、妊娠中や子育て真っ最中で車いすや歩行器、ベビーカー利用者の方々には、画期的に便利で、安全に行動範囲を広げることができる。不便さを感じないの方々にとっては、なかなかですね、理解できないことかもしれない設備かと思えます。ただこれは思っている以上、普通の方といいますか、思っている以上に効果があるものだと思っております。駅前のバリアフリー化事業との連携も含めた利活用計画について、国・県・JR・町連携したビジョンがないのか聞きます。

2点目、町内循環バスの有効利用について。

現在運行中の循環バスの利用状況と、今後の利用方法についての計画についての計画が何かあるのかという面でお聞きします。

町内循環バスについて、関係部署等においては、利用者の利便性向上と利用者増加のため、コースや時間、その他いろいろ改善工夫に苦慮されていると聞きます。またこれまでも工夫されていたわけですが、現状と今後の利用者有効利用等について、何かこれからのビジョンがないかということについて、2点ほど質問しますのでよろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

質問の中で費用対効果について批判もあると言われましたけど、その点についてちょっと説明をしておきます。

午前中の一般質問の中で、エレベーターは2億5,500万かかると言いました。そのうちの半分が

バリアフリー化で国の補助があると。そして残りの1億3,000万近く、これをですね、バリアフリー化する、そして県の補助もありますので、一般会計からの持ち出しはですね、恐らく3,000万ぐらいに収まりやせんだらうかという報告を受けております。

償却資産、JRの償却資産、去年は1億7,800万ぐらい税金でもらったんですね。償却資産ですので段々目減りはします。エレベーター管理料、維持管理が200万かかります、2基で200万、これもですね、償却資産で税金を払ってくれますから、結果的にはですね、エレベーターはJRが付けていってくれるんだという考え方もとれるわけですね。費用対効果というのは、あの部分だけを考えればですね、完全に赤字です。それだけ利用者がいないんですね。大体駅のエレベーターは3,000人乗降客があれば付けると。今現在、町ではですね、700か800ぐらいですね、往復もですから乗り降りで、それぐらいで、完璧にエレベーターを考えれば赤字と、しかし償却資産でJRが付けてくれたんだと思えばお釣りがきますから、その点はですね、あんまり考えんでいいんじゃないかなかなと。あとはですね、担当課長のほうに答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、8番、清田議員の一つ目のお質問にお答えします。

木葉駅へのエレベーター設置を含めたバリアフリー化は、高齢者や障がい者の電車利用に不便が生じている現状の改善を図り、ユニバーサルデザインの観点から、幼児、妊婦、ベビーカー利用者など、多様な方の利便性確保を図るため取り組んだものであります。玉東町では、駅を中心としたまちづくり、教育と福祉のまちづくり、そして未来に残せるまちづくりを掲げておりますが、今回のバリアフリー化はこれらのすべてを加速させるものであるとも考えております。このバリアフリー化について、令和4年度に設計、令和5年度に工事のスケジュールで進めてまいりましたが、現在は工事の最終局面に入っており、今後の予定として令和6年3月26日に完成記念式典を開催し、その式典の終了直後から供用開始とする計画となっております。

議員お尋ねの利活用についてですが、まずはJRと町が適切に連携し、長期にわたり安全安心に利用できる機能を維持していくことが最重要であると認識しております。

次に、必要とする人が遠慮なくエレベーターを利用できるよう、また、足腰に不安があり、これまで電車利用を躊躇していた人などが、これを期に気軽に電車利用を始められるよう、バリアフリー化されたことの周知を図り、設置効果を高めてまいります。周知の中ではバリアフリー化の必要性を、議員がおっしゃる不便さを感じない方々にも伝わるよう、工夫を懲らしてまいります。

そして、木葉駅は玉名駅まで約8分、上熊本駅まで約16分、熊本駅まで約20分という、市街地まで短時間で移動できる強みを持つ駅です。今後もこの強みを生かし、さらなる住宅施策を展開していくことが考えられますが、市街地まで近い駅がバリアフリー化されていることは、これまで以上にこの町の移住定住を促進する要素になり得るものと捉えているところです。

最後に、駅前のバリアフリー化事業との連携も含めた利活用計画について、国・県・JR・町が連携したビジョンがないかとのお尋ねに対する答えを申し上げますが、令和5年3月に策定した玉東町バリアフリー基本構想がこれにあたります。この基本構想を策定する際に、玉東町バリ

アフリー基本構想策定協議会を立ち上げ、複数回にわたる議論や町歩きを行いました。基本構想策定を担った協議会のメンバーは、国・県・町・JRやバス事業者などの公共交通事業者に加え、議会・学識経験者・高齢者団体、障がい者団体、区長会や町商工会などにも御参画いただいております。各方面の関係機関連携のもとで基本構想は策定されております。

そして、策定した基本構想には、木葉駅のバリアフリー化に取り組むことを明記し、加えて駅を中心とした半径1キロ圏内の生活関連施設と、それを結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の検討を進めることも記載しているところです。

これに関する進行管理を協議会でやっていくことを考えており、今後は木葉駅バリアフリー化事業の完了後の状況や、次の課題と対応策などを明らかにするため、協議会を通じた関係機関の連携を図って、福祉のまち玉東の色合いをさらに濃いものにできるまちづくりに励んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 8番、清田議員の二つ目の御質問にお答えします。

玉東町ふれあいの丘循環バスにつきましては、平成12年度より運行開始し、平成26年度にフリー乗降を取り入れ、さらに平成31年度から2台体制で運行しております。運行ルートの見直しや県北病院シャトルバスの運行、早朝便などの開始など、状況に併せた見直しを行ってきました。特に2台体制になったことで、1月1日から3日の運休日を除き、毎日各地区をバスが巡回できるようになり、利用者に対する利便性は高まり、運行ルートについても定着してきたものと思います。乗客数につきましては、令和4年度が8,125人と、コロナ前の時期と比較して約1,000人増加しています。令和5年度におきましては、1月末までに既に6,827人となっており、令和4年度よりさらに増加している状況です。

町としましても循環バスの利用意向等について把握を行うため、昨年度65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、介護予防日常生活●●●ニーズ調査の中でアンケートを行いました。その中で、最近1か月間で循環バスを利用していない方の割合は、91.6%となりました。利用していない主な理由として、こちらは複数回答になりますけど、自分で運転できる、人に乗せてもらうが93.2%と最も多く、次に、目的地に行けないが9.2%、利用したい時間に来ないが5.5%となっています。多くの方が自分で運転できると回答されていますが、今後さらに高齢化が進んでいく中で、高齢者の運転リスクを考えると、循環バスの果たす役割は高まるかと思えます。

しかしながら、現在の循環バスの運行では、目的地に行けない方、利用したい時間に来ない方のニーズに対応することは難しく、この点を解決するには、乗合タクシー等の新たな外出支援の検討が必要になってきます。

既に循環バスは、夏季、冬季のスクールバスにも利用しており、運行の空き時間もほとんどないため、現在の運行体制でさらなる有効利用は難しいものとなりますが、新庁舎の建設に伴い高齢者窓口が保健センターから変更になること、また、1階のテナントを買い物支援の場として利用できるよう、今後交通事業者等の民間事業所を含めた検討の必要はあるかと考えます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） まず、エレベーターをどうまちづくりにつなげていくかということですが、一番最初に、ちょっと次に聞こうかと思っていて費用対効果は町長答弁されたので、この費用対効果という面については、私、前も何かの機会に言わせていただいたと思いますけれども、福祉政策に費用対効果は要らんと。極端な言い方ですけどね、元気な人がその福祉関係、今、今回であればエレベーターなんてこんな使う必要はないからとか、若い人たちがですね、利用できる方は利用してもかまわないと思いますけれども、私からすればそんな人が使う必要はないと、本当に困っている人が使うんだというふうな感じで思いますので、それとまた具体的な数字を出していただいて説明していただいたのでですね、非常にこれは分かりやすいこと言っていたので、よかったかなというふうにも思います。

あとはどう利用するかということで、確かに計画があって協議会があるというのは、これまでもほかのことで質問させていただいたときに答弁いただいていたことかなと思いますけど、あくまでも計画、予定といいますか、そうであって、これを現実に近づけるというのが、やれることからやるというふうな答弁にも最終的にはなってしまうかなという気もしないでもないんですけど、これは結論から言うとすぐ取り掛かっていただきたい。その準備段階に進めるため、実際の形として実施できるように取り掛かっていただきたいというふうに思うわけですし、この件に関しましてはですね、これまで一般質問、今日一般質問をされた方と重複するところもあるかとは思いますが、そのへんを含めて御了承いただいて答えていただければと思いますけれども、この木葉駅については、先ほど利用者、乗り降り両方合わせるから600なんぼだったか、いるというふうなことであつたんですけども、私からしたときに、この近隣の駅といいますか、ここから先ほど言った玉名駅だったり、今現在は玉名駅、上熊本駅、熊本駅、西熊本、それに南あたりの水前寺のほうだったり、いくつかあるんですけども、乗り降りで600人しか、しかという表現が良いかどうか分かりませんが、そういう木葉駅によくエレベーターの設置ができたなど。私は、これはすごいことだというふうにも、これも一つすごいことだと思います。これは確かに町が要望したというか、JRが造っていただいたということもあるのかもしれませんが、この600数十名の乗り降り、そういう利用者しかいないところに何で設置できたか。国や県や町、JRにしても、これ何かほかのところと比べて可能性があるんだと、大きく変わる可能性があるからということで設置していただけたんじゃないかなというふうに思います。

例えば、木葉駅より多い駅なんで、長洲駅だったり植木駅だったりというのは、多分5倍も10倍、10倍まではないにしろ、かなりの利用者がいらっしゃるのかなと思います。そういうところじゃなくて木葉駅にできた。ということは、もちろん玉東町の福祉政策だったり、そういうことにも大きな価値があるのかなと思いますけど、国や県にしてもここにそういう価値があるんだと認めていただいたんじゃないか。ということはこれを利用しない点はないというふうに思うんですね。

町長が今、進められているコンパクトシティ、700メートルとかいろいろ数字も、1キロとかあ

るんでしょうけれども、これにも大きな役割を果たすと思います。その中で、先ほど吉住議員、一般質問の中でおっしゃったんですけれども、駅の南側に通じる通路というですか、エレベーターとか、そういうのも計画の中に入れてほしいというふうなことがあったと思うんですけど、これはですね、ほかの駅を、近隣の駅考えたときに、利用客もっと大きい多いところあるんだけど、それをすればなんかもっと違った政策といいますか、いろんなまちづくりができるんじゃないかと。今これ取り掛からないといけないことではないかというふうな気がしますんですけど、このへんにつきましてですね、町長はできることからという言葉以外で、何か答弁いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

木葉駅を今を表てするなら裏駅になりますけど、オレンジタウン側、これ先ほどの一般質問の中で答えましたように、この今のエレベーターが完成しましたあとにですね、JRと協議に入っていきたいと。そのエレベーターを付けることによってですね、向田地区、そして山北地区に住宅団地をですね、広げることが可能になってまいります。そういうことはちゃんと念頭に置きながらですね、進めていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 先ほどのですね、答弁いただいた吉住議員のときにいただいてたんで、多分同じような答弁かなというふうには思っていたんですけれども、何度も繰り返しになりますけれども、たった600人、ここにエレベーターを設置できたというのは、絶対すごいことだし、ほかの国・県もJRさんも、ここに何か広がる何かがあるというふうなことを感じていただいたから設置したんだということも含めてですね、この国・県・JRというところも含めれば、もっと早く実現可能なことではないかなというふうに思っているんで、そのへん何度もしつこくなりますけど、今一度答弁していただければと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

木葉駅にですね、何でエレベーターが付けることができたかと、これはですね、地区懇談会の中でですね、かなり要望があがっていたんですね。その中で3,000人の乗降客がなかなかJRは考えてくれないというようなことを言っていたんです。しかし財政的に余裕ができました。財政的に余裕ができたからできたんですね。当初ですね、1億5,000万ぐらいは覚悟しました、単独でやらないかんということで。ところがJRと交渉するたびに上げるわけですね、値段を、ほって3回目ぐらいだったですかね、また言うと2億からなるかもしれんけん、もうこのあたりで手を打てと、そしてやっぱり職員が優秀です今、国の補助が何とかして付かないかと、それがバリアフリー構想だったんですね、駅の周辺をバリアフリー、これ委員会立ち上げて周辺を散策してもらいました。その中で意見を出し合って、そしてバリアフリー化をやると。それでその中で半額の補助が付いたわけですね。そしてそのあとまた職員もまたいろいろ勉強しまして、県の補助ももらえるようになって、最終的に持ち出しは少なくなったと。オレンジタウン側からのですね、

エレベーター構想もですね、先ほど私が言いましたように償却資産、これが入ってきますから、エレベーター設置基金をですね、立ち上げて、その中で準備をしていけばできるんじゃないかなと、5年ばかりすれば資金ができるんじゃないかなと、構想の話し合いはその前に進めていくわけですよね。資金が貯まったからするんじゃないくて、資金が貯まる前に話し合いを進めていくと、そしてエレベーターを付けると、そしたらですね、オレンジタウン側からもエレベーターを使って乗れる、表側からも乗れる、それは相当な良い町になってくるんじゃないかなと、やっぱりそういう夢を持って進めていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今、町長がおっしゃったようにですね、経費面で非常に、もちろん職員の方も大変だったろうし、地区からの要望があったと。ただこのJRさんがエレベーターを付けるのに要望だけで動くというふうなことは、これはあくまでも私の私見というふうな形でとっていただいても結構かなと思うんですけども、実際要望してもなかなかできない、予算の関係もあるんですけども、それだけではなくて、最終的にJRのほうも木葉駅にというのは、木葉駅の立地条件であったり、もちろん町の熱意であったり、いろんなことで最終的に設置するようになったんでは思うんですけども、私それだけでその財政的なところとか、要望があったからとか、職員が優秀だったとか、そういうことだけではなくて、この地域はもっといろんな形でいいんだというふうに感じていたんですね、玉東町はできたんだというふうに、そういうふうな解釈を私は今までしてまいりました。計画は計画としてですね、当然先ほど答弁された、また今現在既に策定委員会とかいう形で、いろんな協議がなされてるというふうなことですけども、これを一つでも二つでも、いろんな具体的に何をやるかというのは、その中でもできていないかというふうには思いますけれども、この今のチャンスを生かす、機会を生かすためもできるだけそれを、ほかの計画をといっただけを進めてくださいともなかなか言いにくいこともあるんですけども、うちの町の発展には、これは最優先課題で進めていく必要があるのかなと、たかが、たかがと言ったらいかんですけど、エレベーターの設置でそこまで言うかというふうな感じも印象も与えるかと思えますけれども、このエレベーターを設置することで、バリアフリー化だったり、この玉東の地域に定住促進であったりということに、いろんな形にですね、広げていくことができると思うので、同じことを答弁していただくんですけども、最優先課題として検討するという答えをいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

最優先課題と申しますといくつかあるわけですよね、どれが1番どれが2番というわけにはいきません。やっぱり必要なやつからですね、進めていくと。何が必要かということで進めていくということで、教育と福祉のまち玉東、そして農業、商工業、こういうのもですね、同時にやっっていかなければ、どれをですね、2番とか3番にしたらいいかというのはですね、なかなか難しいんですね、もう喫緊の課題が山積しております。1番というわけにはいきません。しかし、前向きにですね、すべて同時のランクの中で進めていきたいと、そういうふう考えております。

それだけにですね、課がいくつもあるわけですよ、その課に一つずつ課題を出しますから、競争させて実現可能な方向に持っていきたくと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 答弁いただいて、●●●ですね、確かにおっしゃるようにはいっぱいあるので、そのうち順位というのは付けられないですけど、玉東町、この地域の発展のためには、非常に重要な意味を持つものではないかなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

次、町内の循環バスの有効利用という面ですけれども、先ほど答弁があり、そしてまた現在の運行状況を鑑みたときに、ほかのことをするような余裕はないというふうな感じの答弁であったのかなというふうな気もしますけれども、ただ、その利用されている率というのは、非常にまだ少ないのかなという感じがして、そこに何かまだ、もう少し工夫する必要性といえますか、工夫できる要素があるのかなとも思いますし、また、現在のバスではなかなか難しい、何ていうかな、運行状況では、ほかのことをやるというのは難しいことなのかなというふうなことも感じたわけですけれども、ただ、町内の子育て支援の年代の方であったり、また、ある程度どちらかという高齢者の方が多いからというふうな感じがしたんですけれども、潜在的にですね、今現在まわっている巡回バスを利用したい、利用してみたいという方は、先ほどの答弁でもあったように、結構いらっしゃるというふうなことであるかなというふうに思うので、ここで、そうですね、ちょうど担当課が変わるので、いろんな多岐にわたるから、子育て支援から町民全体を、定住移住した方、とにかく町内の方全員の対象となるからというのがありますけれども、この将来的な計画というか、その中でですね、玉東町のことを結構町民の方々は知らないというか、何があるということは、いろんな媒体を通して知っていらっしゃるかもしれませんが、そこに行ったことがないという方は、どうも話を聞いている感じじゃ結構いらっしゃるような気がします。

その中で、例えば、私は山北のほうで生まれ育っていますから、木葉地区のいろんなことというか、いろんな歩くようなところ、西南の役の史跡だったり、昔の史跡だったり、知らないというわけじゃないけど、そうそう行ったことはないし、そうそう詳しい説明を聞いたことがない。ただ、何かの機会にその説明を書いてあるのをいただいたり、ちょっと読んだりというのはあるんですけれども、それが無い、逆に木葉の方々によると、今現在のあれであればそうですね、一番遠いところだと木葉山の今いろんな整備が行われていますけれども、失礼しました、半高山ですね、半高山ってどっか知らんと、どんなとこかを知らない。例えば●●●の桜のところでもいいですけど、行ったこともないというふうな感じの方というのも、なぜかしら高齢者の方でもあの辺りにあるよねえということは知ってらっしゃっても、行ったことはないという方は結構多いみたいなんです、これをやったから何が変わるかと言われたらお終いになるんですけれども、町民の方に町内のいろんな史跡だったり知ってもら、そういうルートをつくって、その町内の循環バスを一部そういうところにまわして乗っていただくとか、何でもいいんですね、言葉は悪いですけど、半高山観光ツアーでも西南戦争の史跡めぐりでも何でもいいんですけれども、極端な話、今度新庁舎ができますのでですね、新庁舎にも行ってみようかじゃないけど、そういうツアーで、ツアーといえますか、そういうふうなルートをちょっとつくっていただいて、利用して

みませんかというふうな形ですとか、あとは広げればいっぱいになるんですけども、各種団体によっては、まあ福祉関係のツアーであれば、その中で、バスの中で、日ごろですね、●●●といえ部屋の中でやるんですけども、それをバスの中で説明しながらまわるとか、高齢者の方には結構インパクトがあるというか、いいなあと思われる方いらっしゃるんじゃないかなという気がするんですけども、そういうふうなですね、横断するようなことにもなりますけれども、各課でその巡回バスをこういう利用はできないかということ企画していただいて、活用していただくというような方法もいいんじゃないかなというふうに思って質問させていただきました。

なお、今のやつにいろんな企画を持って行って乗せようとしても、これは多分先ほど聞いたやつだと難しいという答えしかできないかなと思いますけど、これ町内の方はいろいろそういう形で利用していただくということは、うちの町を知ってもらう、またそれをひいては定住促進だったり、福祉の問題にも取り組んでいただくというようなことにもつながるんじゃないかなと思うので、一度そういうふうなことができるかできないか、考えていただくことはできるか、答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 8番、清田議員の御質問にお答えします。

すみません、確かにですね、史跡をめぐるようなですね、そういうバスの利用ができるかどうかというのは、ちょっとうちのほうでなかなか決めることはできませんが、実際利用されている利用者、地区サロンの方々ですね、においても、木葉地区の地区サロンの方ですけど、実際山北地区にあんまり自分には行ったことないから、バスで一周まわりたいというふうなことですね、まわられたりしてですね、そこを利用したりされている方もいらっしゃいます。

バスはですね、時間に合わせて運行していますので、そこで一旦止まってですね、その史跡を紹介するとか、そういう形ではですね、今はちょっと非常に厳しいかと思えますけど、移動しながらであったりとかであればですね、観光ガイドの会の方をですね、1名乗車いただいて、車窓からずっと通過というふうな形になりますけど、そういった利用はですね、可能かとは思いません。

私のほうからはちょっと以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 確かに今の運行状況からしたときは、非常に難しいというようなことはありますけれども、これまあ広げればというところはあるんですけど、確かに担当課以外のことにでも、教育委員会さん、なんかすみません、急に振って申し訳ないんですけども、例えば、保育園、子育て世代の方にそういうふうなバスでまわって、町内のことを知ってもらうためのことが、これは町民課でも、健康福祉課でもできるのかな、担当なのか●●●けど、あと小学生だったり中学生だったり、こういう方を対象にすれば、史跡、行政●●●であったり、各観光スポットであったりということには、先ほど課長が答弁されたとおり、史跡めぐりのガイドであったり、先生でもかまわないかなと思いますけれども、そういう方を乗って町内を知ってもらうというふうなことが、やろうと思えばできるような気がするんですけど、そのへん急に振って申し訳

ないけど、ちょっと答弁いただけるでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、できないことはない、観光地めぐりこれは可能です。その場に降りて次にバスが来るまで待っときゃいいんですから、今、2台で運行しとるわけですよ。かなりの利用があっています。産交バスが運行しておった山北路線からみればですね、8,000倍、それくらい、8,000倍までいかんか、ほとんどが空気を運んでおったわけですよ。今は9,000近く乗り降りされておる。暇な人はですね、玉東めぐりのバスでまわってもいいわけですよ、無料ですから。最初からおるバスがですね、ずいぶんともう20何年なりますから老朽化してまいりました。そろそろですね、買い換えの時期がきます。買い換えて故障に備えないかんから、一時期3台体制になるというふうに考えております。そのときはですね、また路線、時間を短くして行くことができますから、いろんな形でやっていきたいと。

乗合タクシーはですね、これはいかなもなかなあと思います。これだけ福祉バスをまわしておりますから、乗合タクシーで行けば、今度は乗合タクシーに利用される方が出てきたらですね、バスが空いていく、せっかくのバス路線無料です。乗合タクシーは金がかかります。やっぱり国民年金の人たちは大変です。厚生年金の人はですね、乗合タクシーが便利ですけど、国民年金だったらですね、大変です。皆平等にいくのはですね、循環バス、今のバス、歩いて遠いところがありますから、そういうときはですね、また状況把握をしながら、10人乗りのバスもありますから、狭いところまで行けますから、そういうのも利用を考えると、より以上の福祉政策になっていくんじゃないかなと思います。いろんなことをですね、考えながら進めていければと思っております。

ただ財政的な面がかかります。幾らでも金を突っ込んでいいというわけにはいきません。そこも見ながらですね、やっていかなければなりません。いろんな事業を先ほどもどれが優先、一番の優先かと言われましたように、予算配分もありますから、そのことも考えて取り組んでいけるところからいかなければならないと、そういうことであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 町長からの答弁で、子どもたちに果たしてそういうことができるかというのが、町長の答弁でできるというふうに、カリキュラム的にできるというようなことで解釈していいのかわからないので、もしできましたら教育委員会さんのほうからもひと言お願いしたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

現在教育委員会の関係するもので言えば、先ほど保健介護課長が申しましたスクールバスのほか、各小学校で地域学校共同活動の一環として、校外学習、町内の公共施設の見学や史跡めぐり、みかんちぎりなど、また社会教育では、小学校4年生の通学合宿で、公衆浴場での入浴学習として、公民館からふれあいの丘までの送迎を、町内循環バスの空き時間を利用して行っているところ

ろです。

議員のおっしゃるバスの有効活用としては、特に小学生に限らず、広く住民に対して町内の史跡めぐりであったり、公共施設や事業所などの見学であったりが考えられると思います。現在ではこのような計画はございませんが、今後西南の役150年事業等も踏まえ、検討できればと思っておりますので、貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） すみません急にですね。この今、循環バスについてもですね、確かに前、産交さんが通っていたときは、1人2人乗っていただければいいというふうなことがありまして、それからこれをバスをまわらせ始めたころからすれば、かなりの乗車率になっているのかなというふうに思いますけれども、せっかくあるバス、有効に利用していただきたいというのと、先ほど町長の答弁の中に、買い換える時期というのが、これがまた近いのか遠いのかちょっと分かりませんが、もしバスに、要するに意味的にはバスに余裕があれば、いろんな利用の仕方はあるんだよというふうに思いますので、各年代ですね、子育ての方から高齢者の方、また各団体いろいろあると思いますけど、こういう方にですね、合ったその利用の仕方というかいう形で、そういういろんな個別の町内をまわって、もう少し町民の方に知っていただくというふうなことをやっていただければというふうに思いますので、最後にひと言だけ、できることから始まりますでも、始めますでもかまいませんので、町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

最終答弁だそうです。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

できることからやってみます。

○議長（松尾純久君） これで8番、清田高広君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時46分

再開 午後2時58分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 皆さん、お疲れさまです。お待たせしました2番、功刀です。

まず、私、2点ほどお伺いします。

まず1点目、町の防災の備えについて。

令和6年になり、新年早々に能登半島地震、震度7の強い揺れと津波が各地を襲いました。熊本も8年前に地震を経験しています。防災の意識を今一度高めるためにお伺います。

玉東町では、災害の時に避難場所にはどこまでの備えがありますか。

2点目、今後の玉東町の学校の運営について。

今、玉東町には、木葉小学校、山北小学校、玉東中学校の3校があります。周りの市町村を見渡してみれば、児童数の減少や学校の老朽化などで、小学校の統合が行われているところもあります。将来、玉東町も児童数の減少や何らかの原因で学校が一つになるかとも思いますが、今から議論していく必要があるかと思ってお伺いします。

今後、玉東町の学校の統合について、今時点で考えや構想などがあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問には、まず総務課長より答弁をいたさせます。そして2番目の学校問題については私のほうから答弁します。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員からの町の防災の備えについての御質問にお答えします。

まず、令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。また、全国から被災者の救済と被災地の復興の支援のために御尽力されている方々に深く敬意を表します。

当町におきましても応急対策職員派遣制度に基づき、災害救助業務のため石川県へ職員の派遣を行っており、1月29日から2月6日までの9日間、1名、2月28日から3月7日までの9日間、1名で、現在まで2名の派遣を行っており、今後今月中に2名の派遣を予定しております。派遣については、いつ起こるか分からない被災に備え、自らの職員の災害対応業務の経験を積み重ねる機会になると考えており、議員御質問の防災意識を高めることになると捉えております。さらに、2月15日に職員の防災訓練を実施しており、災害発生時の初動体制について確認を行っております。

地域住民の防災意識の向上につきましては、現在、災害対策基本法に基づき、地区防災計画を作成いただくようお願いしているところでございます。地区防災計画は、地区住民の命を守るため、地区の特性や想定される災害に応じて作成します。この計画作りに取り組むことで、役場の指示を待たずに主体的に避難を呼び掛け、甚大な人的被害を防ぐことができると考えております。なお、現在この計画作り既に着手している地区は4地区、町、稲佐、白木、西安寺でございます。

次に、災害のときに避難場所にはどこまでの備えがあるかでございますが、町の避難所である福祉センターや保健センター、中央公民館には、ダンボールベッド45セット、パーティション90枚、毛布420枚や簡易トイレ13台、下着252枚などの生活用品を備えております。また、役場や町内の稲佐、上白木、原倉東の防災倉庫には、アルファ化米1,750個や菓子パン、1,488個などの食料や、500ミリリットル入りの水864本、発電機12基やカセットコンロ40個、カセットボンベ120個、テント30張などの設備品も備えております。



これらの備蓄品については、町では一定数をそろえておりますが、熊本地震の際は、県外の市町村や国からのプッシュ型支援により多くの支援物資が届けられたところです。町では、いざという時のために住民の皆様が安心して避難できるよう準備を整えておりますが、今後新たな物資が必要になった場合は速やかに備えるなど、災害への備えを万全にし、引き続き住民の皆様を災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

学校統合についての質問でありました。もう十数年前になりますけど、地区懇談会の中で山北地区をまわったときにですね、複式学級になろうとしているときがあったんですね。複式学級になろうとしてたもんで、保護者の中からですね、複式学級はいかんと、学校統合についてはどう思うかと聞かれて、その当時ですね、木葉小学校はまだかなりおったもんで、オレンジタウンができたもんでですね、200人からおるわけですよ全校生徒、山北はぐっと減ってまいりました。そこでサクラハイツ、児童対策としてやったわけですね。それから少し持ち直してですね、現在の所ですね、111名、1年生から6年生まで、新年度24年がですね、106名、これから10年後61名、もう子どもが学年で9人ぐらいしかおらんと、全学年、そういう状況になってくると。2034年にはですね、9人ずつの54名、これは予測ですから、6年生が9人になったらもっと1年生は減つとると思います、この時期になると。

そういうことを考えるとですね、学校統合問題、これを今、考えていかんといかんだらうと。住宅政策をやってもですね、なかなかこの山北小学校を100人体制で維持するのは難しい状況になってきはせんかなと思います。今よりも約半減してしまうわけですね、10年後は、そうなる前にやらないかんと。そして、山北小学校、昭和51年、生コンのですね、塩分濃度これが高かったころなんですね。ほって鉄筋がですね、腐食しておる、腐食して外部を塗装してもですね、内部から鉄筋が腐食して爆裂してくると。天井が剥がれたりなんかもおったんですね。今年もですね、山北小学校の補修にかなりの金を注ぎ込みますけど、毎年ですね、これが注ぎ込んでもらわにゃん。そのことを考えるときにですね、山北小学校の統合問題をですね、真剣に考えていかなければならないと。

中学校、これは昭和41年、私が卒業した年にできた中学校です。山北小学校よりも10年早い、ところがあの中学校は川砂、塩分が低かったんですね、鉄筋が山北小学校のように腐食していないということで、補強工事をやって今、落ち着いているわけです。そこでですね、中学校も10年後はですね、121名、小学生と中学生を合わせてですね、321名です。この予想が出ているんですね。今現在、小学校、山北小学校、木葉小学校、323名、この小学校の生徒よりも10年後の全校生徒、中学生まで、小学校1年生から中学生まで、これが減っておるわけですね、10年後は。学校統合をどうするか、私が思うにはですね、中学校も小学校よりも10年早いから、この統合を考えるときに、山北小学校をあの場所に建て替えるよりも、中学校とですね、併設して建てた方がいいんじゃないかと、中学校も一緒にですね、恐らくそういう時期にきはせんかと。そのとき木葉小学

校がまだ生徒が、木葉小学校はですね、10年後になって189名おるわけですね、そら木葉小学校の保護者父兄が統合に合意するかどうかという問題があります。

今ですね、やっぱり今からこの学校統合問題はですね、考えていかなければならないと。今年はですね、委員会を立ち上げなくても来年ぐらいからはですね、やっぱり保護者、卒業生、地域の人、それを交えた委員会を立ち上げていかんと、何年もかかりますからこれは、保護者はですね、ある程度ですね、複式学級になるのは嫌がって統合してくれて言うでしょう。しかし卒業生が反対するわけですね。我々が卒業した学校がなくなるとはそれはもつてのほかと、ここがどこもやっぱり統廃合するとき苦慮をしとるわけですね。そういう流れがありますから、そろそろですね、統廃合のですね、委員会を立ち上げて、調査研究をやらないかん。山北小学校を建て替えるのか、中学校に併設していくのか、小・中一貫でいくのか、そして場所をどこにするのか、そういうことをですね、いろんなケースがありますから、やっぱり今、どこにやるということはですね、決めなくて、委員会を立ち上げながらですね、考えをまとめていく、醸成していくことが大事ではないかなと思っておりますので、いろんなことを考えてですね、進めていきたいと。今この質問をやっただけのことではですね、よかったらと思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） それでは、まず一つ目の町の防災について。

近年災害が日本各地に起こっております。例で例えてみれば、平成7年に阪神淡路大震災、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震を経験しています。水害の弊害も近年多く起こっています。平成29年に九州北部豪雨、令和2年には人吉豪雨、たくさんの方々が被害に遭われました。そして令和6年1月1日に能登半島地震が発生いたしました。まだ地震が起こり2か月余り、家が倒壊し大切な人たちが亡くなられたり、避難されておられる方々がたくさんおられます。いつ起こるか分からない災害に今一度防災の意識を高めるために質問させていただきました。

玉東町では地区ごとで年に1回の防災訓練をされているところもあるのでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えします。

全部の地区についてはちょっと存じあげておりませんが、ある程度その災害、防災訓練に非常に取り組んでおられる地区はございます。聞くところによると何地区かはちゃんと訓練をされているということを伺っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） いつどこで起こるか分からない災害ですので、是非また区長さん等に呼び掛けをしていただきですね、そういうふう年に一度は地区でもそうやって防災訓練なり避難訓練なり等をですね、周知していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、ただ今、地区防災計画の作成を各行政区ごとにお願ひしております。その計画書の中にですね、そういった避難訓練とか、こういった対応をするのか、そういったものは盛り込まれておりますので、それを通じて今後また各地区でもですね、その防災意識は高まってくるのかと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） それでは、コロナも5類になり、昔みたいな生活が戻りながら、昨年であれば町民体育祭の中止、今年の駅伝大会の中止、これからの玉東町での行事等の見直しも必要なかもしれませんが、何でもかんでも無くしては地域のつながりがなくなり、いざというときに一致団結ができないのではないかと考えます。

玉東町の防災について、いろいろと個人的に調べさせていただきました。2022年、玉東町の総合防災マップに、自助・共助・公助で災害に強いまちづくりとありました。自助とは、自分を助けるて書いて、自分の命は自分で守る。共助は、共に助けるかな、地域で助け合う。公助は公共の施設だと思ひます。市民の安全安心を確保する、この三つがそろえば災害の強いまちづくりになる。災害の強いまちづくりを目指してやっていきたいと思ひます。

それでは、避難場所も答弁いただきました。町指定緊急避難所と町指定避難所となんか二つ調べると載っているんですが、避難されるちょっと何か違いがあるのか、緊急と避難場所というところで、もしよければ願ひします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えします。

防災マップには町指定緊急避難場所と町指定避難場所と、それから福祉避難所というような三つの避難所を記載させていただいております。まず、指定緊急避難場所につきましては、災害の危険からですね、命を守るために緊急的に避難をする場所ということです。それから指定避難場所につきましては、災害の危険に伴い、避難をしてきた人が一定期間滞在する場所ということです。それから、福祉避難所につきましては、高齢者、障がい者、妊産婦、そして乳幼児、あと病気の方、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのためにですね、何らかの特別な配備がされた避難所で、必要に応じて開設させていただくこととなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 大雨だったり台風だったり、水位の上昇だったりで災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所、それと町指定避難所は、災害の危険に伴い、避難してきた人たちが一定期間滞在する場所ですね。分かりました。

福祉避難所とありましたが、高齢者、障がい者、妊婦さんに幼児、病人の方々、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所で、必要に応じて開設されるということによろしいでしょうか。

願ひします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今、功刀議員がおっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 玉東町では、災害のときの避難場所にはどこまでの備えがありますかですが、防災倉庫は3か所あるとのことでした。食料や保存水など、いろいろと備えはあるとのことでした。ちょっと例え、例で言えば、町指定緊急避難所にですね、昨年も大雨や台風などで避難されてこられている町民の方々もおられると思います。何人の方々が大体避難されてこられるか、昨年だけで、分かるところだけでお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） ちょっとここに資料がありませんが、一番多かったときですね、令和4年の台風の時だったと思いますが、そのときで71名が一番最高だったかと思います。そのときは避難所をですね、福祉センター、それからふれあいの丘も開いたと思います。それから各地区の公民館にも避難をされておりましたので、それが最高で、あと普通に福祉センターだけの避難所開設のときはですね、10名いかない程度の避難の方が来られておる状況でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 町指定緊急避難所で、大雨や台風や河川の水位のあれでですね、増水とか、そして来られて、それが落ち着いたら帰られるんでしょうけれども、必要に応じてですね、そのときは水や食料とか備えているものなんかも来られた方々には出されるのでしょうか。その緊急のほうですね。

お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御質問にお答えいたします。

緊急避難所ということはですね、これはあまり使いません。普通に町のほうが開設します避難所、指定避難所、そちらのほうを開設します。指定避難所としておりますのは、例えば地震のとき、とにかく外に出て、どこにか集まらないかんといいところで行かれるところですね。熊本地震のときも武道館の駐車場や小学校の駐車場、そういったところに一時的に避難されたと、それが指定避難所、緊急指定避難所です。そのほかの避難所は町が、ほとんど福祉センターが主で開きますが、そういったところに来ていただくと。今、避難指示がありますが、今までちょっと避難指示はあんまり町としては出しておりません。避難準備情報、そういうことを出しまして、そして避難をされる方、その方にはある程度自分の食べ物や水などは用意してきていただいております。町のほうが指示を出した場合、避難指示を出した場合は、私たちが備蓄しておりますそういった食料あたりは出していきたくと思います。ただ、今までは何も、準備情報で避難してこられた方に何もやらんというわけじゃなくて、ある程度毛布やそういったものは用意しておりますので、そのへんは臨機応変に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。今はまだ福祉センターやふれあいセンターなり中央公民館など、空調が整っている場所で避難される方々がおっておられるかと思いますが、いつまた熊本地震みたいな災害が起こるか分かりません。今、防災で一番遅れているのが、やっぱり避難場所である体育館の空調設備というところになっております。今回ちょっと質問したかったんですが、体育館に今回防災に特化して空調の設置というところが●●●出てしまったので、本当は私の口から頼みたかったところだったんですが、一応これ確認したいんですけれども、一応防災に特化しての中学校に空調を付けるという意味でよろしいですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今回玉東中学校に空調設備を整えるということでございます。これも確かに中学校が避難所の指定になっておりますので付けるわけですが、今後山北小や木葉小にはどうかとなりますと、山北小、木葉小がレッドゾーン、イエローゾーンがございまして、本当に災害がひどい場合、土砂災害あたりが懸念される場合は避難をさせることができませんので、今のところそちらの小学校の二つの体育館のほうへの空調の計画はございません。まずは中学校、一番避難しやすいところ、安全なところに付けて、何かあったときには避難をしていただくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） では木葉小学校、山北小学校は、一応ちょっとレッドゾーン地域であるということですね、ここはちょっと分かりました。中学校の体育館に空調が備えられれば、いざ大きな災害があっても多少避難されてこられる方々も暑さや寒さには問題がなくなり、安心できるかと思いました。空調が付きましたら、災害がないのが一番であります。暑さ対策、寒さ対策に体育館を使用される生徒、団体の方々にも空調の使用をお願いできるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

常時使えます。

（ただし使用料が発生します。）

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

避難されてこられる方々で、プライベート空間がないとかと言われる方々もおられますけれども、この備えには、ダンボールとかで今よくテレビなんかで避難所とかを見ますと、こうやって仕切りがこうやってやっぱりしてあったりするのをよく目にするんですけれども、この備えというのも、先ほど答弁の中にあっただと思うんですけど、もう一度確認をお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 先ほどパーティションでございます。福祉センターのほうに避難をし

ていただく場合、一応こちらのほうでパーティションを準備して、区切りを付けて、その中に寝られるときは個人個人で部屋のような感じで寝ていただくことになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。今、デジタル化が進み、我々は町からの防災メールとかで情報をキャッチできますが、今もまだたくさんの町民の方々が登録していないと思いますので、呼び掛けのほうをしっかりとお願いしていただきたいと思います。

それと町からの防災メールや防災無線とかで呼び掛けておられると思いますが、昔は防災無線も各家に1台あったかと思うんですが、今は65以上の方々が必要であれば貸し出すという形でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 防災無線の戸別受信機につきましては、世帯の中に65歳の方がおられれば、総務課のほうに申請をしていただくとこちらのほうで貸し出しをしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。これから先ですね、いつくるか分からない、また南海トラフ地震は、なんか2030年から2040年に起こると、もう今既に予測されております。大規模な災害が起きたときに、我々はただ呆然と立ちつくしているのか、それとも行動に移し命を守ることができるのか、今一度防災の意識を高めるときではないかと思えます。最初のほうで話した自助・共助・公助で災害の強いまちづくりをつくっていったらと思えます。

では防災の備えについてはこれで終わります。

続きまして、今後の玉東町の学校運営について、町長のほうから先ほど玉東町の学校の統合について、今時点で考えや構想などがあればとの質問に町長の考えを聞かせていただきました。今はどこも児童数の減少や学校の老朽化などで統合されているところもよく聞きます。なぜ今この学校の統合に触れましたかと言いますと、町長も今、今期6期24年にもわたり、残すところ1年弱を切り、24年の中で町長の中に考えや構想がもしかしたらあるのかもしれないと思い、引き出してみたいと思い質問させていただきました。

今現時点で中学校ができて恐らく57年、木葉小学校ができて41年だったかな、山北小学校が40年、ちょっとすみません、ちょっとはっきり分からないんですけども、老朽化の進みもあり、改修工事もかなり見受けられます。令和6年度の児童数の見込み、木葉小学校では、見込みですあくまでも217人、山北小学校は町長が言われた106人、中学校のほうは158人、オレンジタウンにサクラハイツにシルクタウンにアベニールが成功し、児童の数も今はいるほうだと思います。でも年々減っていくのは間違いないかもしれない。学校の老朽化も進んでいます。

町長は統合に向けた考えや構想を聞いて、将来に向けて来年度で言われましたが、今のうちからでも検討委員会を立ち上げ、計画していったほうがいいのではないのでしょうかと思うんですけども、もう一度町長、よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員がおっしゃるように、早い立ち上げをやったほうがいいんですけど、地区懇談会の中でですね、少しずつ話をしていきたいと。やっぱり急に話すとはですね、やっぱり不安とやっぱり反対意見も出てまいりますので、徐々に調整していった方がいいんじゃないか。今年の地区懇談会の中で、やっぱり統合が間近に迫ってきておるといことは伝えて、来年度委員会を立ち上げて検討をしていければと。もう新年度予算は今年組んでいますので、来年度の新年度予算を組めるようにやっていきたいと思っております。

中学校57年、小学校47年、木葉小学校は山北小学校よりも7年遅いということで、木葉小学校の場合はですね、昭和56年の耐震基準、これをですね、満たしておりますから、木葉小学校のほうはまだもつかと思いますけど、先ほど総務課長が言いましたように、レッドゾーン、イエローゾーン、この中に入ってくると。しかし、そこまで心配せなかなと思いますけど、そういう状況でありますから、やっぱり何年もかかると思います。場所をどうするか、どういう建物を造るか、その醸成をやるためにはですね、時間をかけてみんなが理解できるような方策を考えていくということで、来年度はですね、立ち上げていきたいなということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） また今年度でなくしてまた来年度ぐらいに検討委員会を立ち上げて、立ち上がり、またいろいろと進捗状況、そのときにまたいろいろと聞き出せて議論していけたらなと思います。

学校の統合についてはお伺いしました。今日はあくまでも町長の考えや構想を引き出せてよかったなと思います。多分この問題は町民の皆様も学校の統合には関心のあることではないでしょうかと思っておりますので、また来年度、再来年度こうやって話がちょこちょこ計画が進んでいく中で、また改めて質問したいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（松尾純久君） これで2番、功刀圭一君の質問を終わります。

これですべての一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時34分

再開 午後3時46分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第4号 玉東町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第4号「玉東町政治倫理条例の一部を改正する条例の制

定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第4号、玉東町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町政治倫理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。地方自治法の一部改正により、議員の当該地方公共団体に対する請負の制限が緩和されたことに伴い、所要の改正等を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

このページは改正文でございます。詳細は次のページの新旧対照表で説明いたします。

次のページをお開きください。

新旧対照表です。左側が現行、右側が改正後案になっております。この文面の下線部分が改正をする箇所でございます。まず5行目からです。第3条第1項の4号、5号につきましては、今回の改正に併せ文言の修正が生じたので修正を行うものでございます。

それから下のほうです。第4条第1項が今回の改正に関するところで、下線部分を追加しているものです。概要は地方自治法の一部改正に伴い、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が、地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額300万円を超えないものを議会、個人による請負に関する規制対象から除くこととされたため、改正するものでございます。

次のページをお願いします。最後のページになります。

第14条ですね、真ん中へんです。第14条の2項では、同条例中2回同じ文言の記載があるため削るもので、今回併せて改正するものでございます。

2枚目の改正文をお開きください。2枚目にお戻りください。

一番下の行になります。附則です。

この条例は、公布の日から施行するとします。

以上、提案いたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第5、議案第5号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) それでは提案いたします。

議案第5号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町特別職報酬等審議会の答申及び令和5年人事院勧告を考慮し、特別職の給料月額の設定を行うためでございます。

次のページをお開きください。

次のページは改正文になっております。まず、この改正にあたりまして、その経緯について御説明いたします。

1月10日に町長から、町長、教育長及び議会議員の報酬等の見直しについて諮問を受け、2月6日に玉東町特別職報酬等審議会条例第3条の規定により、町内から5名を任命し、審議会を開催いたしました。2月20日に答申を受け、今回町長と教育長の給料について改正をするものでございます。

次に、改正理由についてです。町長の給与については、平成28年から据え置かれ8年経過し、玉名管内でも一番低く、平均で3万3,000円下回っている状況です。これまでの調整の実績も高く評価され、財政も安定していること、物価高騰や一般職の引き上げ幅が大きかったことから、増額は妥当と判断され、管内の玉東町を除く3町の平均77万7,000円と、民間企業の給与増加率5%程度を考慮し、5%程度引き上げることとなりました。また教育長につきましても同じく5%程度の引き上げ額となっております。

次のページをお願いします。

新旧対照表でございます。左が現行、右側が改正後案でございます。改正後案のほうの別表第1の表をご覧ください。

町長は現在より3万7,000円増額し77万円、それから一つ飛ばしまして副町長を飛ばします。教育長は現在より2万2,000円増額し53万円となります。

2枚目の改正文にお戻りください。

一番下の行です。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するいたします。

以上、提案します。御審議かたよろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今度の条例です、町長それと教育長、年間です、期末手当も含めてです、トータルで幾らぐらい上がるのか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

令和5年、それから今度の新年度、令和6年度での比較でございます。給料と期末手当の合計額との差額ということでございますが、差額としましては、町長が14万4,670円の増、教育長が8万6,020円の増で、合計23万690円の増となっております。

以上です。

すみません間違えました。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください。

はい、どうぞ。

○総務課長（古閑康広君） すみません、失礼しました。ちょっと違う行を読んでしまいました。間違えました訂正いたします。

すみません、町長です、差額、給与と期末手当の合計額で58万8,670円です。58万8,670円、教育長で35万20円です。合計の93万8,690円でございます。すみません訂正いたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 分かりました。諮問委員会の答申の中で、他町よりも、非常に低いというふうなことが言われましたが、町民からすれば、低くても頑張る、俺の町の町長はやっぱり偉いなというふうに、私は町民の方は思われるお思います。

そこです、役場の中にも正規の職員と非正規の方がおられます。この人たちの賃上げか、これについては今年はどうなるんですか。

（非正規はいないよね。）

非正規というか、温泉とかいろんな職員の方がおらるっでしょう。正職員以外の方、これの賃上げについて何か。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） ただ今の御質問にお答えします。

これにつきましては、前回の議会で会計年度も含め職員も含めてです、賃上げが上がっております。それからその分のアップ率は4月にさかのぼりまして1月に支払いを終えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今です、岸田さんが、デフレからの脱却ということで、官製春

闘と言われるようにですね、賃上げを言っております。昔は賃上げ論を言うそうですね、国賊みたいに言われました。ところが日本だけが賃上げがなくて、非常に内需が拡大しない、やっと経済界もそれを認めてですね、上がるようになってきております。本当にですね、やはり中曽根さんのときに労働者派遣法ができて、本当に非正規で安い賃金の中でですね、やってきておりました。それがそのツケがですね、今になって現れてきたことがですね、こういう現象を生んだというふうに思われます。

やはり町長もですね、頑張っておられますが、先ほども言いましたように、やはり低いけど町長は頑張つとらすというふうにはですね、町民の方も非常に思っておられると思いますので、是非ですね、このトータル93万、93万についてはですね、そういうふうな人たちのですね、手当なり、また雇用がない人をですね、雇用を増やしたり、今ですね、建設課のほうで道路の清掃とか非常にですね、町民の方は助かっておられます。吉住議員も言われましたように、やはり地区内のですね、道路清掃とか非常に助かっておられます。やっぱりそういう人の雇用を増やすとか、そういうふうなところでですね、是非この93万円をですね、使っていただきたいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、一応財政も安定しているということです。そういうことを踏まえての今回の決定でございます。今後もですね、人員増については、こちらのほうも考えておりますので、人員についてはその町長の給与を上げる上げんにかかわらず、職員の採用増はさせていただきたいと考えておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私の言ったこともですね、頭の中に残してですね、しっかりとそういうようなことを考えながらですね、やっていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 先ほどから言いましたようにですね、やはり町長も非常に頑張っておられます。これは町民の方も誇りにしていいというふうに思いますので、是非ですね、この条例はですね、町長自ら、もう私は今までで結構というようなですね、心構えでですね、是非ほかの予算に振り分けてもらいたいというふうに思います。

以上をもってですね、反対の討論といたします。終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今ですね、給料関係については、国のほうから年収アップといわれており、大企業は実際報酬が上がっておりますが、中小企業においてはなかなか実現されていない中で、今、役場庁舎も建てられております。駅のエレベーターももうすぐでき上がりますが、今の高額事業で考えますと、今後の玉東町の財政事情からすると、報酬アップには私、反対します。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 1番、前田です。私は本案に反対の立場で討論させていただきます。

まず、町長の給与、私はこれが決して高いとは思わないんです。私は小さい会社を経営しています。昔は1人でしていましたが今では従業員を雇っています。すると社長はよかよねえ、従業員はこき使って自分は何もせんで金稼いでよく言われます。ですが、この社長、トップというのは、すべての物ごとに全責任を負わないといけないんです。それと同時に従業員とその家族の人生がかかっているんです。そのプレッシャーに毎日耐えないといけないんです。

この町の首長、町長にも5,000人の人生がかかっているんです。5,000人の期待も不安も、この町の発展も福祉もすべてにおいて大きな責任を負っています。相当なプレッシャーを感じていらっしゃるはずで、教育長も然りです。これからの日本は子どもの教育に一番注力するべきです。その意味において期待も込めた給与であるべきです。

ですが、今はこれだけ物価が上がって、町民の皆さんも余裕のない暮らしをされている中で、昨日の国会中継でも政治資金の討論ばかり、確定申告もばからしくなると、町民、国民全員が税金に、お金のシビアになっているにもかかわらず、給与が上がることに関して、今ではないと思い反対いたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論はございませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 簡単に反対討論します。

経済界も大企業は5%なり上げるといってますけれども、労働者に貢献されるのはまだちょっとあとの時期ではないかと思えます。だから実際労働者の平均の給料が上がった実態を見てからですね、時期をずらしてこの件は協議すべきだということで、反対をいたします。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） ないようでしたら賛成の討論はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 私は賛成の立場でものをちょっと言わせていただきたいと思います。

町長は5,000人のトップ、そして6期24年、実績、考えてここまでこうやっているんな政策をつくってきた町長、多分ほかにはなかなかいないんじゃないかなと思っております。それで今こうやって給料を上げる、僕は妥当じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成者の発言を許します。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 賛成で討論いたします。

今、日本の雇用労賃というのは、韓国からも完全に抜かれて、非常に低い水準であります。物価がこれほど上がってきた背景を見ると、それは今、中小企業が非常に満額回答とか、そういった伸びていないというふうにおっしゃられますけれども、それは物価がものすごく高くなってきたと、そういうのが社会背景として非常に厳しい、それは何かというと、やはり賃金が上がらん、こういった賃金が上がっていかなければそういったのは厳しいわけです。それに先駆して、非常にやっぱりこういう時期には一斉に上げていく、逆発想では私は決して良くないと。自ら上げていきながら、周辺にそういった則していくと、そういった人事院勧告のもとだろうというふうにして賛成をいたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 日本の地方においては、平成の大合併で市町村数も減らし、それから議員も減らすという形で、非常に苦難の道を歩いてきましたが、国においては何も変わっておりません。そういう中で、前田町長においては、6期24年、玉東町をこれだけの繁栄につながる施策をやってこられた、そういう功労のあるものに対しては、素直に誉めてあげていいと思います。そういうことでもあります。そして、今、日本の流れとして、今まで抑えて抑えてきた分を、それじゃあいかんということで所得の底上げをやってきております。そういうことで今回の報酬の上げについては賛成いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成の討論はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、討論がありましたので起立採決を求めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 賛成少数でこの条例は否決されました。

---

## 日程第6 議案第6号 玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第6号「玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第6号、玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条

例の制定について。

玉東町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町特別職報酬等審議会の答申及び令和5年人事院勧告を考慮し、議会議員の報酬月額の設定を行うためでございます。

次のページをお開きください。次のページは改正文になっております。

経緯につきましては、先ほど議案第5号で説明したとおりでございますので、改正理由につきまして説明いたします。

議員報酬については、平成23年7月に減額され12年以上が経過し、玉名管内で最も低い水準であります。町民の代表として町のために頑張ってもらう必要があり、ある程度の水準でなければ議員のなり手不足につながってしまうことから、報酬を引き上げることで決定したところです。なお引上げ額は、管内との均衡を図る必要があるため、減額前の報酬額に戻すこととなりました。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正後案になっております。別表第1の表をご覧ください。議長は現在より1万2,000円増額し32万7,000円、副議長は現在より1万円増額し27万円、議員は現在より9,000円増額し24万5,000円となります。

2枚目の改正文へお戻りください。

一番下の行です。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとします。

以上、提案します。御審議よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、前田大樹君。

本来は質疑を少しあげてからのほうがいいんですが、いずれにしろ反対討論ですから許します。

○1番（前田大樹君）

1番、前田です。私はもちろん反対の立場で討論させていただきます。

まず、反対理由といたしましては、前回議会でも討論したとおりです。前回はボーナスが上がって今度は給料が上がる。今、日本では日経平均が4万円を超えたと騒いでおりますが、この町の方々にその恩恵を受けた方がどれだけいらっしゃるでしょうか。私はほとんどいないと思います。議員はどれだけ優良企業なんですか。ましてや今これだけ政治とお金が社会問題になっている中で、やはり町民の理解は得られないと思います。

前回もそうでしたが、私がどれだけ討論しても恐らく起立多数で可決されるのでしょうか。であるならば、このあと起立される議員全員には、報酬が上がることによる受け止めを議会だよりに

載せようじゃありませんか。そもそも町の貴重な予算を決められる立場の我々が、その自身の報酬が上がることに賛成されるのであれば、よほどの考えや思いがあると私は捉えます。であれば、やはり町民の方々に知っていただき、それを町民の皆さんに評価してもらい、今後の報酬の議論につなげたいと思います。

議員の皆様方、このあと起立されるのであれば、覚悟して起立されるようお願い申し上げます。  
以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに討論ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論を述べます。

議員報酬の増額が月9,000円、12か月で10万8,000円の増額となる。報酬は据え置いて10万円を限度として、政策、調査研究等の活動としての政務活動費を設けたほうが、町民のための議員それぞれの活動、頑張りに弾みがつくと思う。一律の報酬増額には反対する。

それから、議員と議長の報酬の差が月8万2,000円、12か月で98万4,000円、年間約100万円の差はありすぎるのではないかと。議長交際費は別途15万円があるのに差がありすぎる。ここでは見えないが報酬が上がればボーナスも自ずと上がる。町の公費から出されるものであるから、町民の理解を非常に得にくい。12月の議会でこの条例に関する議案に反対した理由も含めて、今回この2件の理由を加えて反対討論いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論を求めます。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長答弁で反対しましたので、当然私たちも反対しますが、反対の今から理由を言います。

玉東町は単独で今、運営をしております。合併で和水町等は一応合併されて、議員定数が大分削減されております。私としては玉東町も高齢化比率が高く、人口減少のケースが緩やかでもありますが、今後人口減少が予測される中で、報酬アップよりも先に議員定数削減のほうが必要であると私は思いますので、この報酬アップについては反対します。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論を求めます。ありませんか。

次に、賛成者の討論を求めます。おられますか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 賛成討論をいたします。

平成23年にそれまで玉名郡の議会議員の報酬は、一律に24万5,000円でしたけれども、玉東町においては23年に減額した理由として、みかん農家が非常に不作で所得が下がったということで、そのとき9,000円減額したわけですがけれども、私はこの減額したことについては、時限のことでよかったんじゃないかと今でも思っています。

私たち玉東町議会議員として、それぞれ町民の代表としてこの議会10分の1のそれぞれの力ですけれども、私たちは玉東町の発展、それから町民の幸福度のアップのために、常にアンテナを張り、そして何かの問題があれば、例えば平成の大合併、直近ではサテライトの建設についての

調査とか、そういうような何か事あるときにはしっかり調査をして、それを報告、私は今年で今、7期目ですけれども、最初に当選した第1回の定例議会からずっと議会の報告を自分の報告書を作って、約1,000部製作して読んでもらっておりますけれども、町の印刷機を借りて印刷していた時期には、約1,000部作るのに3万、4万は楽にかかっていました。そして今、私たちが議員報酬としてもらっている総額は23万9,000円ですけれども、実質の手取りは17万そこそこであります。そしてまた何ごとかあったとき、例えば、直近では能登半島の大地震によるお見舞い、これを議員はそれぞれ1万円ずつ出している、そういう議員でならせてもらっているための費用というものも結構支出があります。そういうことで町民の目から見えないうところで、議員としてのやっぱり支出もあるということ、それから努力もやっているということも、もっと反対される議員の方たちは知ってもらい必要があります。だから、自分が町民のためにやっていないという思いがあるから反対されるんだと思いますけど、私は十分住民人たちの負託にこたえてやっていると思うから賛成であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成者の討論を求めます。おられますか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 私は賛成の立場でものをちょっと言わせていただきたいと思います。

議員報酬のアップということで、我々は5,000人の中から選挙で選ばれたもので、本当町民の方々からしっかりとやっぱり見られておる立場でありまして、そして、私も自分なりにそれなりに頑張っていると思っております。それとこれから先のなり手不足が本当に一番心配になるところでございます。

今ここで少しでもアップして、次にまた新しい候補が出てくることを願いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 賛成討論をさせていただきます。

私も長いこと議員やらせていただいております。ただ、今回のことに関しては、決して報酬のアップではなく、元に戻すんだというふうな認識をしております。正直申しまして、議員報酬が高いか安いかわ、私がいただいている議員報酬が高いか安いかわというのは、正直な話、私は自分でどちらとかなかなか判断することは難しいと思っております。ただ、その報酬に見合うだけの仕事をしていきたい。その中で頑張っていきたいというつもりで、これまで報酬が上がるが下がるが、そういう気持ちでやってきたつもりです。

そしてまた、アップの理由の中にもありましたように、また賛成討論の中にありましたように、これからの議員を目指す人たちにとって、決して報酬ではないとは私も思っておりますけれども、やはり玉東の議員はほかの地域の方と比べても非常に安いというふうな印象を与え、それがただそれだけなら別にかまわないんですけれども、やる気をそぐというふうなことにもつながりかねない。次世代を担う方たちの育成のためにも、これを否決してはいけなかなと思います。残念ながら町長、教育長のやつは否決されてしまいました。私はこれも決して将来の玉東町のため



には良かったとは思いません。間違った選択ではなかったかというふうに思います。繰り返しになりますけれども、自分で自分の報酬はなかなか決めることができない。ただ自分としては今回元に戻すことについて、反対する理由は何もないというふうなことで、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成の討論を求めます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

討論がありましたので、賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 賛成少数です。よって可決されませんでした。

---

#### 日程第7 議案第7号 ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第7号「ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第7号、ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘の事業内容等の変更に伴い、ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

この条例につきましては、地方自治法第244の2第1項に基づき、ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関し、必要な事項を定めた条例となっています。その中で、施設の事業内容や使用許可等に係るものが現状と異なる部分がありましたので、本条例を改正するものです。

それでは内容については新旧対照表で御説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。第5条中第1号を削り第2号以下を繰り上げます。こちらでは「デイサービスセンター」を削除しております。第6条中第1号を削り、「デイサービスセンター」を削除し、新旧対照表の2ページをお願いします。

第2号を同号ツとし、同号ケの次に三つの号を加えております。コ、子育て家庭の親子の交流の場の提供と交流促進に関する事。サ、子育て家庭等に対する相談、支援等に関する事。シ、

児童生徒等の健全育成事業に関すること。第6条中第2号以下を繰り上げます。第1条第8号を削ります。

3ページをお願いします。

別表第1表中、交流センター、「小浴室及び休憩小和室」を削ります。別表第1につきましては、第7条に記載のある町長に許可を受けないといけない施設となっておりますので、これを削除することとします。

2枚目にお戻りください。下のほうになります。附則、この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第8号 玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第8号「玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第8号、玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由、保育所等の選択の際、参考となるような重要事項について、施設の見やすい場所への掲示と併せて、インターネットを利用して周知しなければならないとされたため、また、特定の電磁記録媒体での提出を求める規定が、手続きのオンライン化の支障となっていること等から、

玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、この条例を制定しようとするものである。

なお、この条例につきましては、認定こども園や保育所、幼稚園等の運営に関する基準を定めた条例となっています。その中で、今回の改正につきましては、母子保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が、令和5年12月26日に公布され、公布の日と一部令和6年4月1日から施行されることとなりました。

内容としましては、運営規定等に係る署名掲示に加え、インターネットを利用し閲覧できるようにしなければならないこと、また、磁気ディスク及びCD-ROM等による記録媒体の交付や提出等定めていたものを、媒体の種類を示さないよう電磁的記録媒体に改め、新たな情報通信技術の投入、活用を円滑に対応できるようにするものです。これらの基準●●改正に併せ本条例を改正するものです。

それでは、内容について新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。第23条中「掲示」の次に「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆装置(公衆によって直接受信されることを目的として、公衆からの求めに応じ、自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により、公衆の閲覧に供を加えます。こちらがインターネットで供するというふうな形になります。

次に、36条第3項中、第2項の次に、「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)以下この項において同じ」とあるのは、特定教育・保育施設(特定利用教育を提供している施設に限る。)以下この項において同じ」を加えます。

2ページ、3ページをお願いします。

第53条第2項第2号中、「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法による一定の事項を確実に記録しておくことができるものを電磁的記録媒体、電磁的記録に係る記録媒体をいう。」に改めます。

2枚目にお戻りください。

下のほうになります。附則、この条例は、公布の日から施行し、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第9号 玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第9号「玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第9号、玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

今日ですね、すみません差し替えて皆様の台の上に置いております。こちらですね、第2条の保険料率の修正がありましたので、今日お配りした分をですね、御確認いただきたいと思います。すみません、申し訳ございません。

こちらですね、第8号がですね、改正後が「1万1,600円」となっておりますけど、これを「11万1,600円」というふうに修正しております。よろしく申し上げます。

それでは御提案いたします。

玉東町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由、介護保険法第129条に規定する保険料率の改定を行うため、この条例を制定しようとするものである。なお、この介護保険料率の改定にあたりましては、介護保険の策定委員会のほうをですね、5回開いております。8月28日から最後が2月20日まで、11名の委員さんに御審議いただいております。議会のほうからもですね、吉住議員と功刀議員のほうに御参加いただいております。

それでは内容のほうについて説明していきます。

この条例につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、介護保険の第1号の保険料の多段階化として、9段階から標準13段階への見直しを行うため、介護保険法施行令等の改正に併せた改正と、令和6年度から令和8年度までの第9期の保険料率の改正を行うものです。保険給付費の増加と介護報酬の改定率がプラス1.59%と示されたことにより、保険料基準額を月額5,900円から月額6,200円とし、軽減保険料率を第1段階、月額1,767円、第2段階、月額3,007円、第3段階、月額4,247円とするため本条例を改正するものです。

それでは内容について新旧対照表で御説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。第2条第1項では、令和3年度から令和5年度までの保険料率の改定を行い、令和6年度から令和8年度の3年間における保険料を定めています。第9号以降が細分化され、第10号から第13号までを追加になりました。それに伴い、令和5年度までの合計

所得金額の高いものに対し、保険料基準額の1.7倍まで設定されていたものが、最高2.4倍となりました。なお、保険料基準額は第5号となり、月額6,200円、年額4万4,400円となります。

2ページをお開きください。

第2条第2項は、所得の少ない者に対する軽減となり、前のページで説明しました第1号から第3号の保険料について、2万1,204円、3万6,084円、5万964円とする改正になります。

第4条第3項は、保険料率の正規のとおり賦課しなければ、生活保護を必要としないこととなる境界層といわれる方の月割り算定になる改正になります。保険料率の多段階の改正に伴い、同じく改正を行うものです。

2枚目のほうにお戻りください。

附則としまして、下のほうです。この条例は、令和6年4月1日から施行するものとします。経過措置として、改正後の玉東町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この条例が可決されて適用されると、どのくらい具体的に変わってきますか。町全体では。

（何が変わってくる。何が変わる。その変わる根拠を示してください。）

○7番（林 和廣君） 結局介護保険料を高額所得者にちょっと上げて適用するということでしょう。

（と基準額を変えます。基準額と高額。）

そうすると全体の、低所得者は安くなるけど、高所得者は介護保険料が高くなれば、全体の玉東町介護保険料のトータルは変わってくるんじゃない。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 林議員の御質問にお答えします。

300円の増加分になりまして、大体ですね、年額で600万から700万ほどの介護保険料の収入が上がるような形になります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第10号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第10号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第10号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由になります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）及びデジタル社会の形成に図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）の交付に伴い、関係基準等の条例を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

国は3年に一度、介護報酬に係る審議と併せて、居宅サービスの基準等についても審議を行い、必要に応じて改正が行われます。その結果、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令とデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴い、居宅介護支援や地域密着型サービス等の人員や運営等に関する各省令が改正されました。これに伴い介護保険法の規定により、同様の改正が必要となりましたので、今回4本の条例を一括改正として上程するものです。

改正する条例につきましては、第1条で、玉東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営とに関する基準を定める条例。第2条で、玉東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、第3条で、玉東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第4条で、玉東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例になります。

改正内容も多いので、主な改正内容としましては、居宅介護支援等において、利用者に対し全6か月間のケアプラン上のサービスごとの利用割合や、同一事業者の利用割合を説明し、理解を

得るように努めること。居宅介護支援事業者等において、テレビ電話等を利用したモニタリングを可能とすること。ケアマネージャーの1人当たりの取扱件数を35人から44人とすること。在宅サービスにおける身体拘束の禁止を定めるもの。居住系サービスにおいて、協力医療機関の緊急時対応や感染症発生時の対応について求める要件を追加。申請や届け出の方法について、記録媒体をフロッピーディスク等に特定せず、オンライン化と新たな情報通信技術の導入を妨げないようにするものとなっています。

18ページをお開きください。

附則になります。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとします。経過措置につきましては、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この中に利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるという文言が入っていますが、このテレビ電話は町からの貸し出しをするんですか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 現在ですね、居宅のサービスを利用するためには、ケアマネージャーがですね、各個人のお宅を訪問してですね、状態の確認とかを行うような必要がありますけど、それについてですね、訪問しなくても事業所がテレビ電話で本人を確認すればいいですよというふうな改正になっております。ですから、うちのほうから何かをお貸しするとか、そういうふうなものではなく、事業所と個人とのテレビ電話のおつなぎというふうな形の条例になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあそういう装置は求める者が揃えるということですか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） これをですね、多分改正された国の主な理由としましては、ケアプランをやはり御自宅に訪問するのに非常に時間がかかると。そういうのを時間をやはり短くしていかないと、なかなかケアプランを立てにくいと、件数を重ねられない、ケアマネージャーが、そういう意図でこちらのほうはテレビ電話を利用していいというふうな改正になっております。ですから、そういうものを利用することにおいて、今までケアプランが35件しかみれなかったものを、ケアマネージャーは44件までみれますよというふうな改正が併せて行われております。

以上です。

（いやそうじゃなくて、設備がない人はどうする。）

設備がない人、すみません。設備がない人においてはこれは絶対ではございませんので、そういう場合は訪問を今までどおり行ってもらうというふうな形になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 仮に自分で設備を揃えるということになれば、大体幾らぐらいするんですか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） これはテレビ電話でということ、スマホでもなんでも相手が結局確認できればいいというふうなことになりますので、そういうふうな状態を相手と何か通信環境を整えて見ればいいということになりますので、特別にですね、何か新たな設備を必要というふうなわけではないということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 年配の方がよくもっているのはガラケーも結構もっておられますですね。ガラケーではなかなか見にくいですね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） ですからそういうふうなですね、物が準備できないような方は、今までどおりきちんと訪問をしてモニタリングを行うというふうなことになっておりますので、これが絶対行わなければならないというふうな形ではなく、こういった形も今度からとれるようになるというふうなことの改善になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 揃えられない人にはそういうサービスは行き届かないというのが、少し私はおかしいと思いますけれども、取りあえずは分かりました。

終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今の質問と少し似ていますが、3ページのですね、(イ) (iii) の介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは、把握できない情報について、担当者から提供を受けることと書いてありますが、この内容を詳しく教えてください。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） ケアマネージャーがですね、御自宅を訪問して、あとはこういうふうにテレビ電話を使って、そういう状況が分からない場合は、いろんなサービスを居宅サービス等を利用されていますので、そういった方からですね、状態の確認を行うと、サービスの提供事業者ですね、ですからデイサービスを受けていらっしゃるならばデイサービスのほうに確認をとるとかですね、訪問介護を利用されているのであればヘルパーさんに確認を行うとか、そういういろんな方法でですね、状態の確認を行うような形になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではこの把握できない場合は、事業者によって介護者を名簿リストにあげてあるわけですか。



(名簿リスト。)

名簿リストというか、その介護名簿、介護者名簿、この事業者のほうで。

(意味が分からないんだけど、名簿は載っているからヘルパーやら事業所が把握してるんですよ。)

把握ができない情報について、担当者から提供を受けること。

○議長(松尾純久君) 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長(清田浩義君) テレビ電話を利用してはですね、把握できないというのは、本人が例えば認知症であったりした場合はですね、なかなか分からないんですよ、本人が言われることが本当かどうか分からない。そういった方についてはですね、ですから担当の方、いろいろなサービスを提供されている方にやはり確認しないと、その方の言われていること、状態が本当かどうか分からないので、それでもいいですよというふうな形になります。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) その本人、介護者が意思疎通ができない方の場合ですね、今おっしゃったのは、できない方の場合が、その事業所のほうで係の方が、この提供を受けるということになっているわけですね。そう解釈していいわけですね。

○議長(松尾純久君) 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長(清田浩義君) できるというかですね、そういう確認方法もあるというふうな形になります。ですから、どうしても詳細についてまだ確認したいけど、家族や、またその認知症の方であったり、把握できない、例えば事業所での状況が分からないとかそういう部分もありますので、そういう形になっております。

以上です。

(はい、分かりました。以上です。)

○議長(松尾純久君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第10、議案第10号まで終わりましたが、本日の会議はこれで散会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日3月7日は午前10時に開会します。

お疲れさまでした。

---

散会 午後4時53分